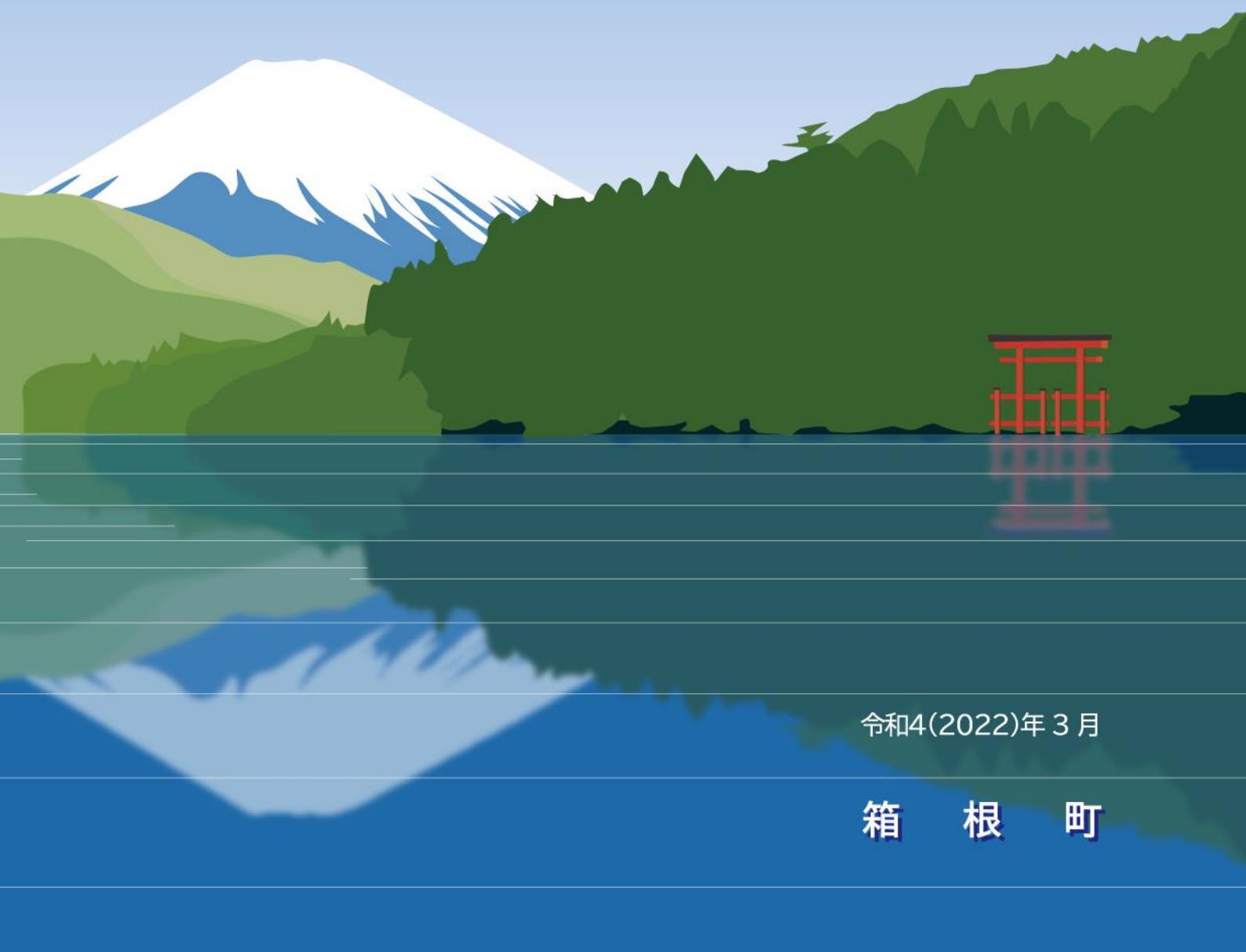


箱根町第3次環境基本計画

HAKONE TOWN Environmental Master Plan

2022–2031



令和4(2022)年3月

箱根町

はじめに

私たちのまち「箱根」は、富士を映す名鏡芦ノ湖や美しい山なみを中心とした一大自然美を有する首都圏から最も近い国立公園であり、このもとで育まれた歴史や文化、更には豊富な温泉に恵まれ、多くの人々が訪れる国際観光地であります。

本町は、こうした箱根火山の恩恵による、かけがえのない豊かな自然環境によって成り立っているものであり、この自然環境こそが、本町を支える最も大切な財産であると言えます。

ここで「環境」とは何かを改めて考えた時、それは「環境資源（大気、土、水、緑、野生動物）」であり、資源であるがゆえに有限なことから、私たちはこれらを保全しつつ、持続可能な形で享受するとともに、次世代へと確実に繋いでいく必要があります。

このためには、豊かな自然環境を保護し、優れた風致景観を維持し、貴重な水源環境や温泉資源を涵養し、健全な循環型社会を形成するなど、本町に固有の良好な環境の維持増進を、町民、事業者、町、本町を訪れる多くの方々との連携・協働により、取り組んでいくことが不可欠となっています。

更には、顕在化する気候変動への対策としての脱炭素社会の実現や、世界的な潮流となっており、社会・経済・環境の統合的向上を図る SDGs（持続可能な開発目標）の考え方なども念頭におきながら、多様な主体との連携・協働をもって、より良い生活環境と持続的発展が可能な環境先進観光地の実現を目指していくものであります。

こうした中、本計画は、今後 10 年を見据えた本町の環境における最も基本となる計画であり、皆さんとともに、身近にある今できることから取り組んでいくことが、本町の環境はもとより、地球規模での様々な環境問題に対する課題解決の第一歩となります。

今後においては、皆さんとの連携をより深めながら、本計画が目指す環境像である「自然の恵みを未来へつなぐ 環境にやさしい緑と水と湯のまち 箱根」の実現に向けて取組んでいきたいと考えますので、本町の環境保全への取組みに対し、より一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、町民等アンケートやパブリック・コメント等の意見聴取の機会にて、貴重なご意見をお寄せいただいた町民や町内事業者をはじめとした皆さん、そして、コロナ禍という未曾有の厳しい状況下、本計画策定にご尽力をいただいた箱根町環境審議会委員の皆さんに対し、心から厚くお礼申しあげます。

令和 4 年 3 月

箱根町長 勝俣 浩行



目 次

はじめに

第1章 箱根町環境基本計画について

1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象区域	4
5 計画が対象とする環境.....	4

第2章 環境の現況と課題

1 環境を取り巻く社会情勢の変化と動向.....	5
(1) パリ協定の推進.....	5
(2) 資源循環に向けて	6
(3) 生物多様性の保全に向けて	7
(4) 持続可能な世界へに向けて	8
(5) 地域循環共生圏の創造.....	9
2 本町の環境の現況	10
(1) 本町の概況	10
(2) 本町の社会情勢の変化	13
(3) 本町の環境の現状.....	15
3 本町における環境保全などの取組.....	20
4 町民などの環境に対する意識・意向.....	22
(1) 環境の現状と環境保全の取組状況	22
(2) 今後の環境保全の方向.....	24
5 本町の環境における課題.....	26

第3章 本町が目指す環境像

1 目指す環境像	28
2 基本目標.....	29
3 SDGsとのつながり	32
4 施策の体系.....	34

第4章 環境像の実現に向けた施策の展開

基本目標1 未来へつなぐ 環境にやさしいまち	37
基本施策 1-1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進.....	38
基本施策 1-2 気候変動への適応	42
基本施策 1-3 循環型社会形成の推進.....	44
基本目標2 恵み豊かな自然や資源を守り、育むまち.....	47
基本施策 2-1 恵み豊かで優れた自然の保全と利用.....	48
基本施策 2-2 自然との豊かなふれあいづくり	50
基本施策 2-3 個性豊かな地域資源の保存と活用.....	52
基本目標3 澄んだ空気と清らかな水に包まれ、安全に暮らせるまち	55
基本施策 3-1 良好な大気・水環境の保全	56
基本施策 3-2 安全で快適な生活環境の確保	58
基本施策 3-3 観光美化の推進	60
基本目標4 箱根の環境に学び、みんなで行動するまち	63
基本施策 4-1 環境学習の推進	64
基本施策 4-2 協働による取組の推進	66

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進に向けて	69
2 計画推進体制と進行管理	70
(1) 推進体制	70
(2) 進行管理	71

資料編

1 箱根町環境基本条例	74
2 第3次環境基本計画の策定経過	76
3 箱根町環境審議会委員名簿	77
4 資問・答申	78
5 温室効果ガス（CO ₂ ）排出量の推計	80
5 用語の説明	84

(注)

本文中のカタカナ用語や専門用語等については、文中に注釈のある用語を含め、資料編の「用語集」に示しています。参照してください。

なお、解説がある用語は、本文中の最初に使用している箇所に「*」を付与しています。また、文中に「*-番号」の用語については、そのページの下部に注釈として説明しています。





第1章 箱根町環境基本計画について

1 計画策定の背景と目的

人や物の移動、産業がグローバル化した今日、地域における環境問題は、それぞれの地域の自然環境や身近な生活環境だけでなく、資源やエネルギー利用、生物多様性など社会経済活動や地球環境と密接に関連し合い、複雑化・多様化しています。

本町では、平成12（2000）年4月、環境の保全及び創造に関する理念を規定した「箱根町環境基本条例」を施行し、これに基づき、平成14（2002）年に、町民、事業者、町を訪れた人々とともに、本町の豊かで良好な環境を将来にわたり、持続的に享受していくための指針として「箱根町環境基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

また、平成23（2011）年9月に「箱根町環境観光都市宣言」を行い、翌平成24（2012）年には環境基本計画（以下、「第2次計画」という。）を改定し、低炭素社会^{*}づくりへの貢献を行うとともに、恵まれた自然の保護に努め、環境先進観光地を目指し、環境保全などに向けた取組を推進してきました。

その後、地球温暖化に伴う気候変動^{*}をはじめ、生物種の減少、マイクロプラスチック^{*}などによる海洋汚染などの環境問題がより顕在化し、国際社会では、地球規模での課題解決に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）^{*1}」や地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定^{*2}」の採択・発効、環境・社会・企業統治を考慮した「ESG投資^{*3}」の拡大など、脱炭素（カーボンニュートラル）^{*4}で持続可能な社会^{*}に向けた取組が活発になっています。

本町においても、平成27（2015）年の大涌谷火山活動の活発化や令和元（2019）年の台風第19号（東日本台風）による土砂災害などは、地域経済や社会活動にも重大な影響を及ぼしており、今後、増大が懸念される気候変動の影響などによる自然災害や環境面からのリスク^{*}の回避・軽減を図っていくため、従来の取組を発展的に進め、安全・快適で持続可能な社会の構築が急務となっています。

こうした中、「箱根町第3次環境基本計画（以下、「本計画」という。）」は、第2次計画が目標年次を迎えたこと、また、本町の環境を取り巻く様々な情勢変化や新たな環境課題に対し、適切かつ柔軟に対応するために策定するものです。

*1：「持続可能な開発目標（SDGs；Sustainable Development Goals）」：8ページ参照。

*2：「パリ協定」：平成27（2015）年のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で、世界約200か国が合意した、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。

世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2°Cより充分低く抑え、1.5°Cに抑える努力を追求することを目的とする。

*3：「ESG投資」：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。

*4：「脱炭素（カーボンニュートラル）」：二酸化炭素の排出を全体としてゼロにすることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて実質ゼロを達成すること。

箱根町環境基本条例の基本理念

箱根町環境基本条例は、「現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」及び「人々の共有の財産である自然環境の保全に貢献すること」を目的として、次の4つの基本理念を掲げています。

1

健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。

2

町・町民・事業者及び町を訪れた人は、人と自然とが共生した町の良好な環境を維持するために、協働してその適正な管理に務めるべきものであること。

3

町の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。

4

環境の保全などに関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう総合的に実施されるべきものであること。

富士見峠からの富士山と芦ノ湖

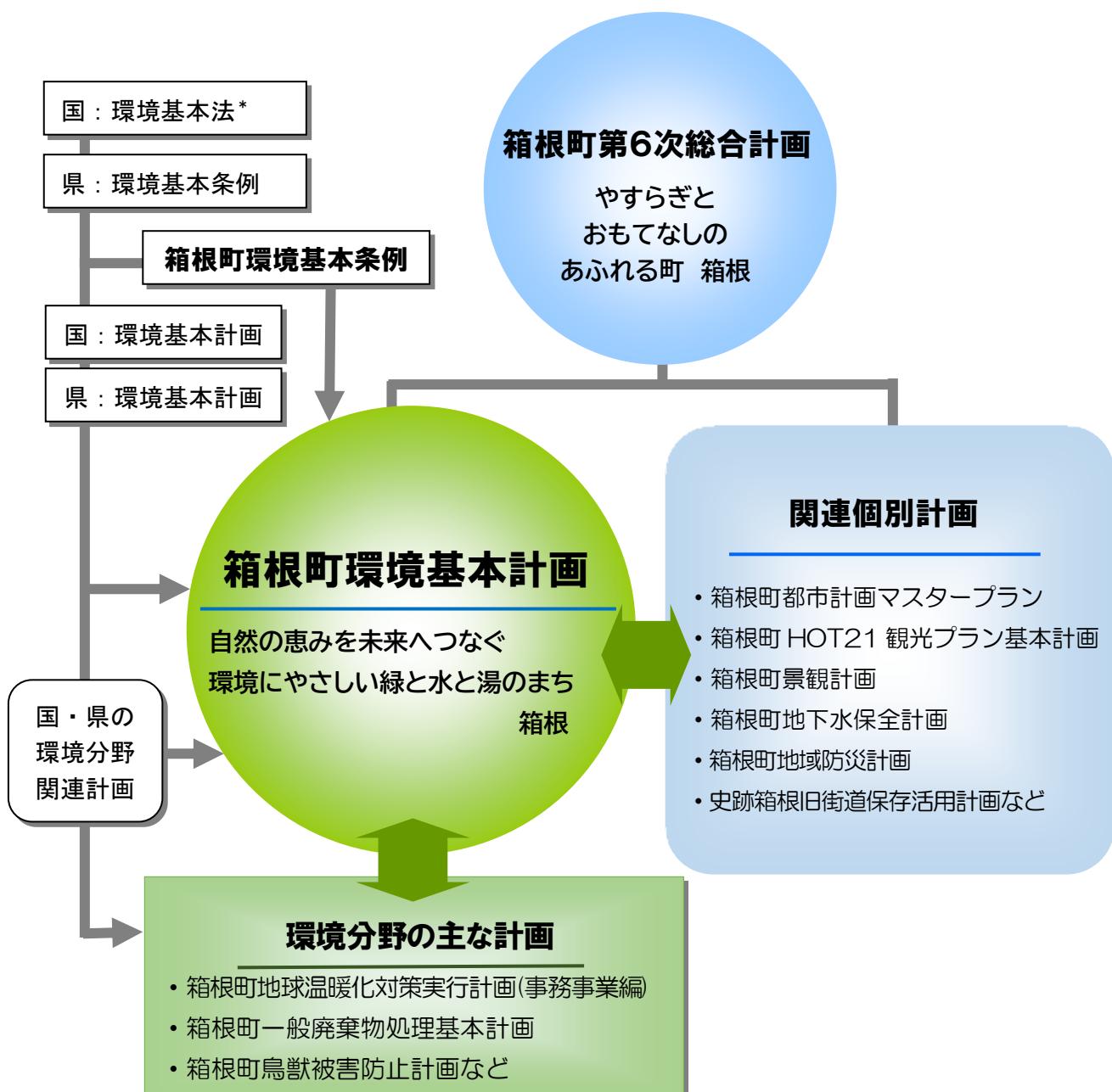


2 計画の位置付け

本計画は、「箱根町第6次総合計画（以下「総合計画」という。）」を環境の側面から補完するものであり、本町が、環境に配慮したまちづくりを展開していく上での最も基本となる計画として、今後の環境施策を地域づくりと一体となった環境先進観光地の実現へと導いていくものです。

また、町が策定する個別計画で環境に関する事項については、本計画を基本として策定することとします。

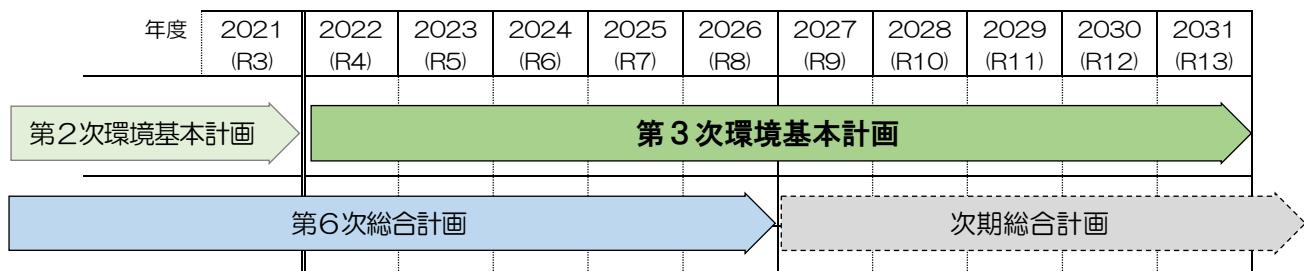
なお、「箱根町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、本計画に包含するものとし、地球温暖化と気候変動の緩和と適応に向けた取組を一体的に展開していくものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

なお、本町の環境を取り巻く情勢の変化などに対応すべく、総合計画と連携しながら、柔軟な環境施策の推進を図っていくとともに、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



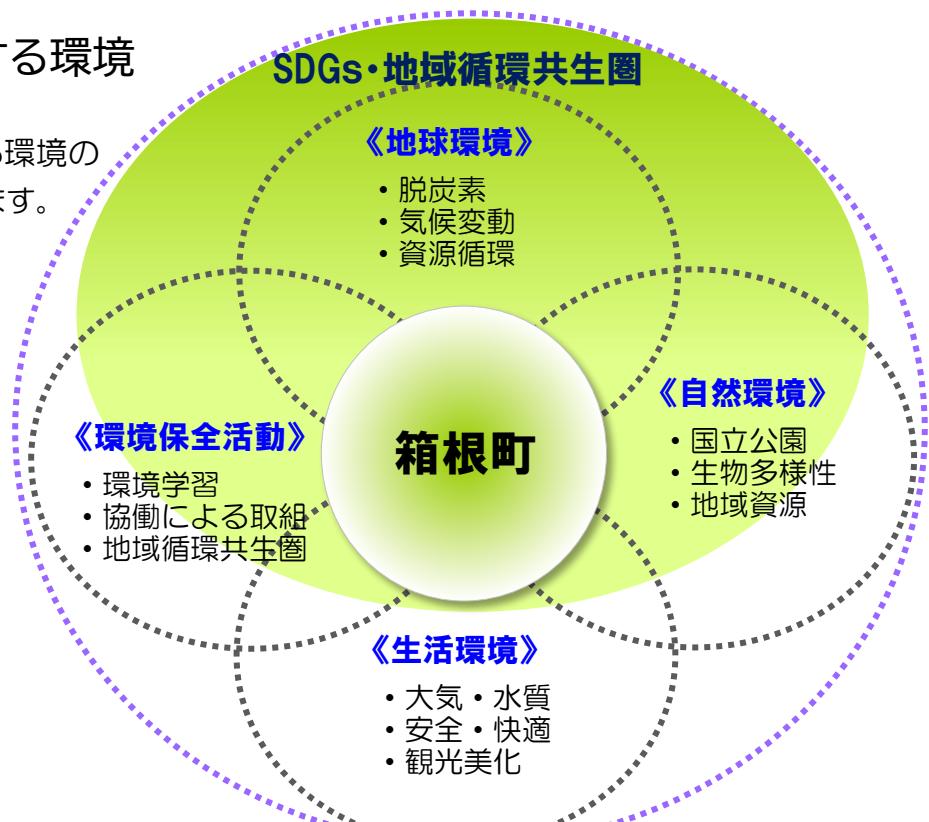
4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、箱根町全域とします。

なお、町域を越えた広域的な範囲に関わる環境問題については、国・県・関係自治体と連携し、取組を進めていくものとします。

5 計画が対象とする環境

本計画が対象とする環境の範囲を次のとおりとします。



第2章 環境の現況と課題

1 環境を取り巻く社会情勢の変化と動向

世界では、アフリカ・アジア諸国を中心に人口が急増し、経済発展に伴う一人当たりの環境負荷^{*}の増加も相まって、温室効果ガス^{*}の排出など人間の活動に伴う環境負荷の増加、天然資源・エネルギー、水、食料などの需要拡大を招いています。

その結果、地球温暖化をはじめ、生物種の減少、マイクロプラスチックなどによる海洋汚染、難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染などが深刻化しており、水、大気、食物連鎖などを通じた私たちの健康や生態系への影響が懸念されています。

あわせて、気候変動による自然災害など極端な自然現象の増加、環境の変化と影響など、様々なりスクが増大しています。

こうした中、平成27(2015)年の国連サミットや国連気候変動枠組条約^{*}締約国会議において、持続可能な開発目標(SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*}」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、持続可能な社会に向けた動きが国内外で広がっています。

(1) パリ協定の推進

平成27(2015)年にパリで開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組み、世界共通の長期目標として、以下を盛り込んだ「パリ協定」が採択されました。

- 2°C目標の設定、1.5°Cに抑える努力を追求する。
- 適応の長期目標の設定と各国の適応計画プロセスや行動の実施

① 気候変動の「緩和」と「適応」

気温上昇による気候変動の影響はすでに現れており、パリ協定では中長期的に避けられない影響に対する対策(適応)の強化が盛り込まれました。

国では、地球温暖化対策推進法^{*}(改正)と気候変動適応法を制定し、温室効果ガス排出削減対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策^{*})の両面から、気候変動対策を進めていくことにしました。

② 脱炭素社会^{*}に向けて（カーボンニュートラルの実現に向けて）

令和2（2020）年10月の内閣総理大臣所信表明で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

その実現に向けて、令和3（2021）年4月に「2030年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013年度に比べて46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明しました。

こうした中、地方公共団体では2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ^{*}）に取り組むことを表明するなど脱炭素社会に向けた動きが広がってきており、令和4（2022）年1月31日時点の表明自治体は534自治体となり、表明自治体の総人口は約1億1,283万人（都道府県と市区町村の重複を除外）となっています。

（2）資源循環に向けて

① 海洋プラスチックごみ問題

近年、海洋ごみによる地球規模での環境汚染が広がっています。海洋に漂流したプラスチックは自然に分解されにくく、波や紫外線により物理的に碎かれた微小なプラスチック（マイクロプラスチック）は、有害化学物質を吸着しやすく、海洋生物の誤食や負傷を引き起こすほか、食物連鎖による生態系や社会への影響が懸念されています。

国では、プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などの対応を契機として、平成30（2018）年に「プラスチック資源循環戦略」を制定し、プラスチック資源循環や海洋プラスチック対策などの総合的な取組を進めることにしました。また、令和3（2021）年に、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するため「プラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律」を制定し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取組を促進するための措置を講じることにしました。

神奈川県では、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、「かながわプラごみゼロ宣言」を行いました。箱根町もこの宣言に賛同し、プラスチックごみなどのごみの減量化・資源化に取り組んでいます。



「かながわプラごみゼロ宣言」の普及啓発 神奈川県より

② 食糧問題と世界中から飢餓をなくすために

我が国では、毎年約 600 万トンの食べ物が、食べられるにもかかわらず捨てられていると推計されています。世界では食用に生産される食糧のおよそ 3 分の 1 が毎年廃棄され、この廃棄された食糧を処分するために化石燃料*が使用され、多くの温室効果ガスが排出されています。

こうした食品ロス*削減に向け、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元（2019）年 10 月に施行されました。法律では、毎年 10 月を「食品ロス月間」、10 月 30 日を「食品ロス削減の日」として定め、食品ロスの削減に向けた取組の普及啓発を進めていくことにしました。

神奈川県では、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン「3010（さんまるいちまる）運動*」をはじめ、フードバンク*¹ やフードドライブ*²活動などによる食品ロスの削減や食品リサイクルを推進しています。

（3）生物多様性の保全に向けて

生物多様性は、人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、世界全体でこの問題に取り組むことが重要です。平成 4（1992）年に「生物多様性条約」が採択され、翌年に発効しました。

平成 22（2010）年の愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において、名古屋議定書と新たな世界目標である「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。

国では、平成 24（2012）年に愛知目標の達成に向けたロードマップと平成 23（2011）年の東日本大震災を踏まえた自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、生物多様性保全の普及を図ってきています。現在、国連によるポスト愛知目標の採択や令和 2 年（2020）年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められています。

生物多様性・生態系サービスの例



「考えてください生物多様性」環境省より

*1：「フードバンク」包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業などから寄附を受け貯蔵し、生活困窮者などに配給する活動。

*2：「フードドライブ」主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体やフードバンク等への寄付活動。

(4) 持続可能な世界へ向けて

—持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）—

近年の国際社会が直面しているグローバルな問題（世界経済危機・自然災害や気候変動・環境問題・伝染病・難民や紛争など）に対処し、持続可能な世界を達成するために、平成27（2015）年の国連サミットで令和12（2030）年までの「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その達成に向け、「誰一人取り残さない」という理念の下、普遍的な目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。

国では、平成28（2016）年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、優先課題と具体的な施策を提示した「SDGs 実施指針」を決定しました。

また、第五次環境基本計画（平成30（2018）年4月策定）でも、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を目指しています。

SDGsのポスター・ロゴ・アイコン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国際連合広報センターより

神奈川県では、平成31（2019）年1月に横浜市、鎌倉市との共催で開催した「SDGs全国フォーラム2019」において、全国93自治体の賛同を得て「SDGs日本モデル」宣言を発表しました。

その後も、多くの地方自治体が追加で賛同し、令和4（2022）年2月2日現在、432自治体（都道府県42、市区町村390）が賛同しています。

本町では、環境先進観光地として、平成31（2019）年1月に『SDGs日本モデル』宣言に賛同し、地域における社会的課題の解決と持続可能な社会の実現に向けて、地域から取り組むとともに、世界における課題解決に貢献していくことにしました。

(5) 地域循環共生圏*の創造

国連「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があります。

一方で、広域にわたって経済社会活動が行われている現代においては、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことが必要となっています。

国の第五次環境基本計画（平成30（2018）年4月閣議決定）では、こうした複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏*」を提唱し、その普及促進を目指しています。



（出所：環境省 第5次環境基本計画）

2 本町の環境の現況

(1) 本町の概況

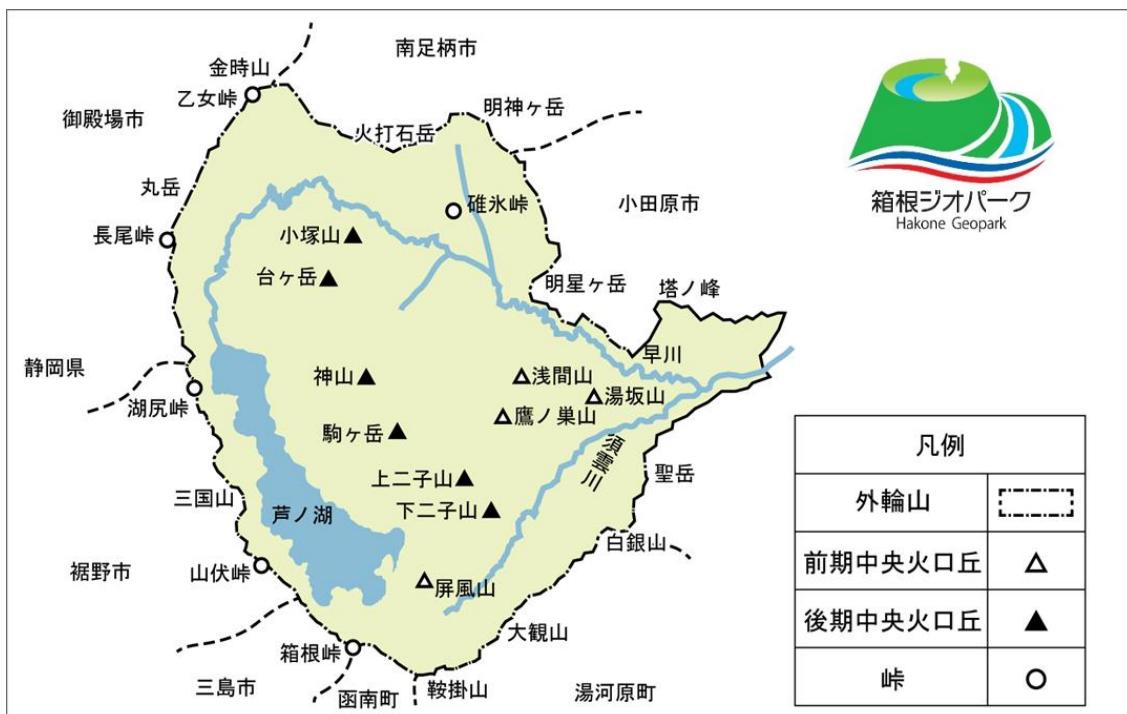
本町は神奈川県の南西部に位置し、東京から約 80 キロメートルの距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県 3 市 2 町と境していますが、町面積 9,286ha の大部分は、高原と山岳地帯から成り、隣接の市町村とは地形的に隔てられています。

*町の面積は、(平成 26 (2014) 年 10 月 1 日、国土交通省国土地理院) より。

① 地勢

本町の地勢は、箱根火山の複雑な形成史により起伏に富んだ多様な火山地形によって形作られており、町の行政区域は、標高 1,000m ほどの金時山・明星ヶ岳などの外輪山の内側に相当しています。カルデラの内側には浅間山・鷹ノ巣山・屏風山などの前期中央火口丘群、そして主峰である神山（標高 1,438m）をはじめ、駒ヶ岳・二子山を中心とした後期中央火口丘群で形成されています。

約3千年前に神山の山体が崩壊を起こし、その流れ出た土砂が当時の早川をせき止めてつくった芦ノ湖などの湖沼・河川・草原を配し、壮大な景観が広がっています。また、40万年以上に及ぶ箱根火山活動がもたらした自然を保全し、教育や観光などに生かしていく地域の活動が認められ、平成24（2012）年に日本ジオパーク^{*}に認定されました。



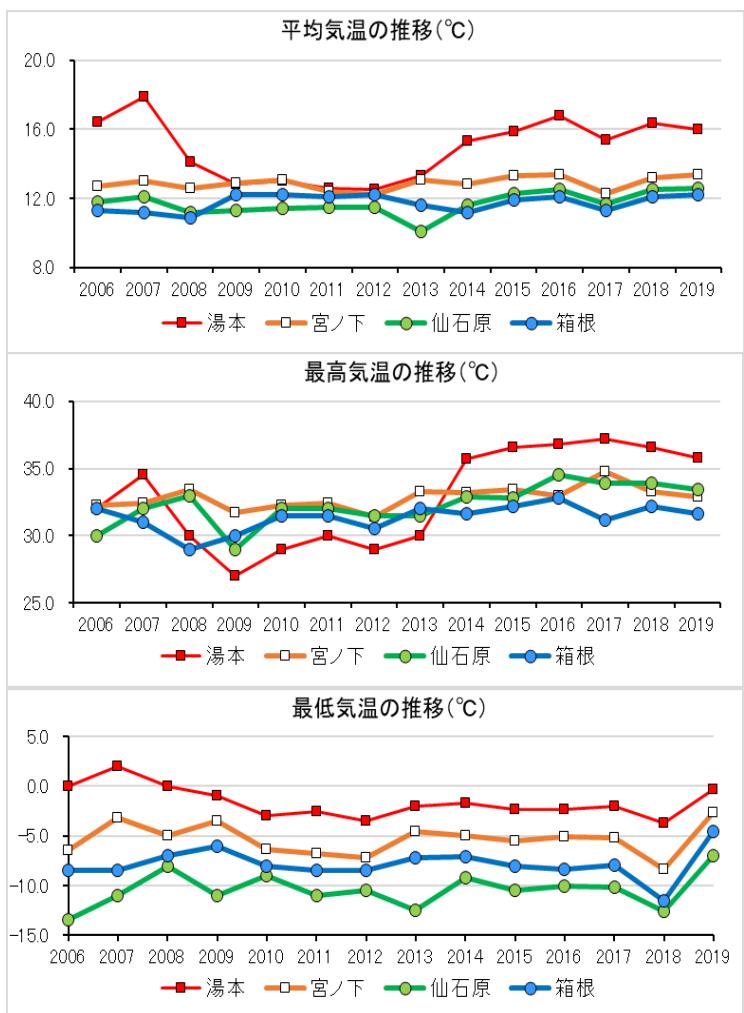
② 気候

本町は、地形的に高低差が大きいため、標高の低い湯本（標高97m地点）と標高の高い箱根（標高726m地点）、仙石原（標高645m地点）を比較すると、箱根地域や仙石原地域では、最低気温が5°C～10°C前後低くなっています。

そのため、標高の高い箱根地域や仙石原地域においては、冬季は凍結や降雪が多く、凍雪害対策が必要となっています。

平成18（2006）年以降、各観測地点での最高気温は上昇傾向、最低気温は低下傾向が見られます。

年降水量は、年により変動がありますが、令和元（2019）年は各地域で3,000～4,000mmと特に多く、2006～2019年の平均で湯本2,890mm、宮ノ下、箱根、仙石原が3,200mm前後となっています。



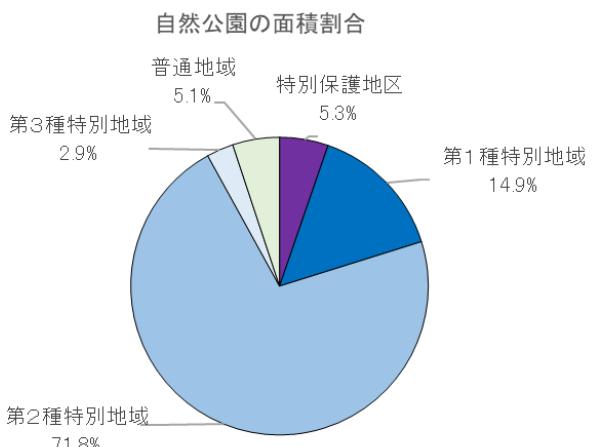
<出所>統計はこね、資料；消防署湯本分署より

③ 土地利用（地目別面積など）

本町のほぼ全域（町面積の99.6%）が、富士箱根伊豆国立公園に含まれ、その95%が特別地域からなっています。

箱根町内の面積（単位：ha）

特別地域	8,775
特別保護地区	489
第1種特別地域	1,376
第2種特別地域	6,640
第3種特別地域	270
普通地域	471
公園区域面積	9,246



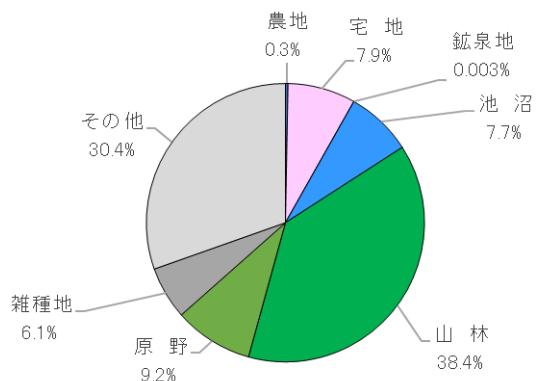
<出所>富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）公園計画書 H27年2月23日環境省

令和2(2020)年における地目別の面積は、池沼・山林・原野が5,130haで、町全体の半分以上を占めています。

また、宅地は731.3haで約8%となっています。田畠は27.5haで0.3%とわずかしかありません。

第2次計画策定時の平成22(2010)年と比べ、面積的には大きな変化は見られませんが、原野と雑種地、農地が減少し、宅地と山林が増加しています。

2020(令和2)年地目別面積割合



注)池沼は芦ノ湖を含み、山林は保安林を含む <出所>統計はこね

森林計画対象の森林面積は、令和元(2019)年で6,945haで、町全体の約4分の3を占めています。所有区分別面積の割合は、私有林が56.7%、国有林20.3%、県有林18.7%、町有林は3.5%となっています。

森林所有形態別面積

	総数	国有林	県有林	町有林	財産区有林	私有林
R1(2019)年面積(ha)	6,945	1,408	1,301	242	59	3,935
割合(%)	100.0%	20.3%	18.7%	3.5%	0.8%	56.7%

都市計画に係る用途地域面積は1,412haで町全体の約15%となっています。うち、商業地域と近隣商業地域は138haで、多くは低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域からなっています。

これらの住居専用地域や住居地域には、特別用途地区として、第1種～第3種観光地区の用途地区が指定されています。

(2) 本町の社会情勢の変化

① 人口

人口は、国勢調査によると平成 22 (2010) 年は 13,853 人、令和 2 (2020) 年は 11,303 人と、一貫して減少傾向が続いており、令和 2 年 (2020) までの過去 10 年間で約 18% 減少しています。

平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年の減少率は約 4.1% と県内市町村の中でも高い地域となっています。

世帯数は、平成 7 (1995) 年までは増加が続いていましたが、その後減少傾向となっています。

令和 2 (2020) 年の年齢 3 区分別人口は、年少人口 (0 ~ 14 歳) 683 人、生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) 6,092 人、老人人口 (65 歳以上) 4,073 人で、平成 22 (2010) 年比で年少人口は 42% 減少、生産年齢人口は 28% 減少、老人人口は 8% 増加しています。

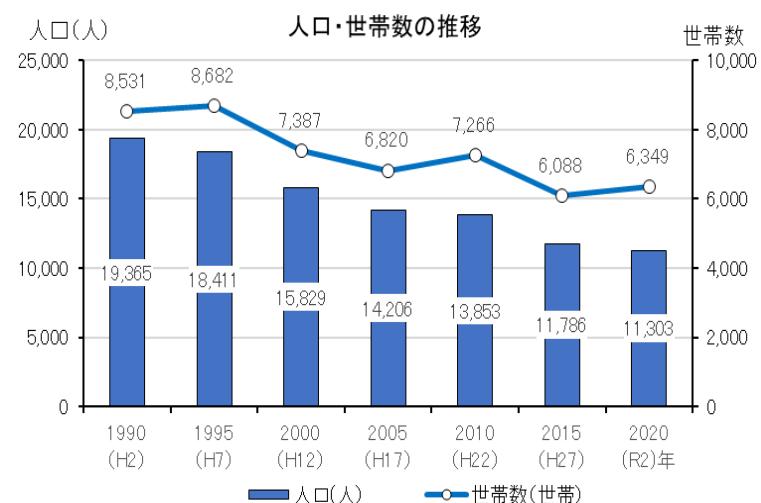
老人人口は一貫して増加しており、令和 2 (2020) 年は高齢化率が 37.5% と、超高齢社会となっています。

【人口の将来展望】

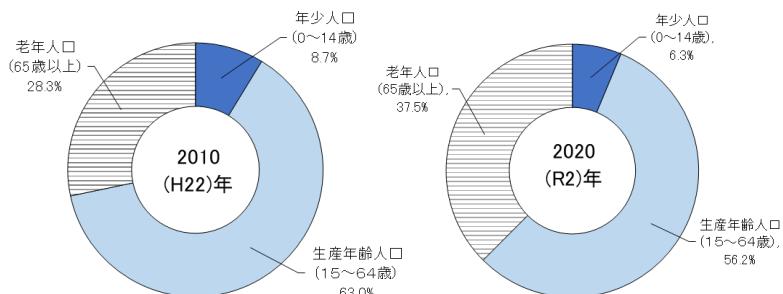
平成 28 (2016) 年に策定された「箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における将来推計人口（社人研推計準拠）は、令和 12 (2030) 年に 10,000 人を下回り、その後も減少を続け、令和 42 (2060) 年には 4,286 人になるとされています。

このため、町では、人口の自然動態と社会動態を改善させることにより、令和 42 (2060) 年の人口約 7,200 人程度の確保を目指しています。

人口の将来展望を達成するために、「箱根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立て、戦略のターゲットとして、「①若い世代 (20 歳代、30 歳代) の転出抑制を図る。②箱根町への移住を希望する人に応える。」を掲げています。



<出所> 統計はこね、2020 年は令和 2 年国勢調査人口速報集計より
年齢3区分別人口割合の変化



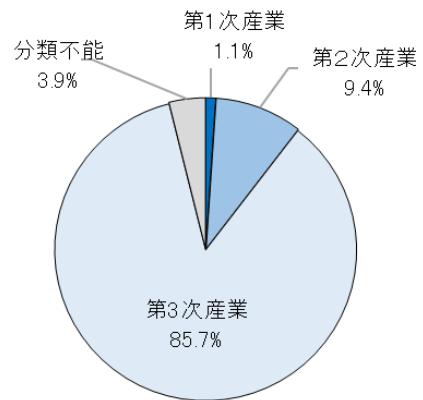
<出所> 統計はこね、年齢別人口統計調査(各年 1 月 1 日)

② 産業

【産業別人口】

平成 27(2015) 年の国勢調査によると産業別就業者数は 6,753 人で、就業人口の約 86%が第3次産業人口で、その多くは観光産業従事者となっており、第2次産業についてもその多くが寄木細工などの箱根細工製造業であるため、観光に特化した就業形態が特徴です。

事業所数は、平成 28(2016) 年は 1,358 事業所で、「飲食店・宿泊業」と「卸売・小売業」の 2 業種で全体の 6 割以上を占めています。



【観光】

観光客数は、毎年 2,000 万人前後と多く、直近 10 年間では、平成 29(2017) 年が 2,152 万人と最も多くなっています。平成 23(2011) 年は東日本大震災の影響、平成 27(2015) 年は大涌谷火山活動により減少しました。

また、令和 2(2020) 年は、新型コロナウイルス蔓延により 1,257 万人と例年の 6 割まで減少しています。

観光客のうち 8 割近くが日帰り客、2 割強が宿泊客です。近年は外国人宿泊客が著しく増加してきました。令和 2(2020) 年は日帰り客、宿泊客とともに大きく減少し、地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

宿泊客の内訳 (単位:万人)

年次	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
一般	447.1	417.1	449.7	450.1	434.4	328.3	385.2	414.0	389.2	368.6	274.7
外国人	13.3	6.3	9.3	16.8	21.7	37.8	46.2	54.6	59.6	57.6	4.0
修学旅行生	4.3	4.7	4.1	4.8	4.6	0.5	2.4	0.8	3.8	3.5	0.2

<出所>統計はこね（企画観光部観光課）より

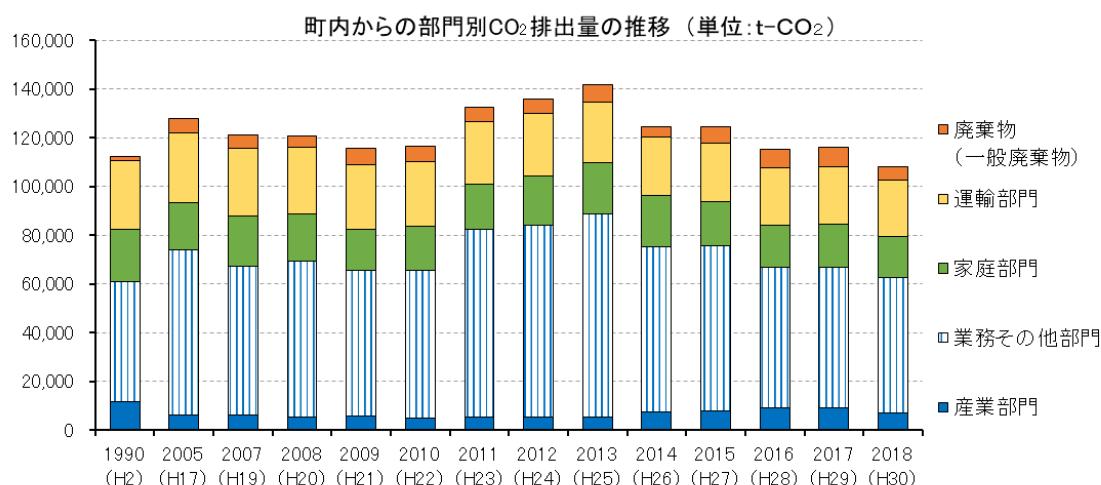
宿泊施設数は平成 22(2010) 年に 486 軒ありましたが、令和元(2019) 年には 382 軒と約 24% 減少しています。施設別では、旅館・ホテルは約 3% 増加していますが、寮・保養所が約 40%、ペンション・民宿が約 38% と大きく減少しています。

(3) 本町の環境の現状

① 町内からの温室効果ガス排出量

町内からの温室効果ガスのCO₂排出量は、平成30（2018）年度は約10万8千トン-CO₂となっています。部門別排出割合は、産業部門6.4%、業務その他部門51.5%、家庭部門15.5%、運輸部門21.3%、廃棄物5.2%となっており、排出量の5割以上が業務その他部門から排出されています。今後、脱炭素社会に留意した観光産業や移動環境のエコ化などが求められています。

なお、平成30（2018）年度のCO₂排出量は、平成25（2013）年度排出量比で▲23.6%減少しています。部門別では、「産業部門」が増加しましたが、「業務その他部門」が▲33.2%、「家庭部門」▲20.1%、「運輸部門」▲8.2%、「一般廃棄物*」▲18.8%と減少するなど、減少傾向となっています。



町内の部門別CO₂排出量（単位:t-CO₂）とH17(2005)・H25(2013)年度比の増減割合

部門	年度 H17 (2005) 年度	H25 (2013) 年度	H30(2018)年度			
			排出量	構成比	H17(2005) 年度比	H25(2013) 年度比
産業部門	6,243	5,168	6,957	6.4%	11.4%	34.6%
業務その他部門	67,731	83,364	55,722	51.5%	▲17.7%	▲33.2%
家庭部門	19,423	21,037	16,811	15.5%	▲13.4%	▲20.1%
運輸部門	28,721	25,060	23,012	21.3%	▲19.9%	▲8.2%
廃棄物分野	5,699	6,923	5,620	5.2%	▲1.4%	▲18.8%
合 計	127,817	141,552	108,122	100%	▲15.4%	▲23.6%

出所：環境省、地方公共団体実行計画策定支援サイト「部門別CO₂排出量」より

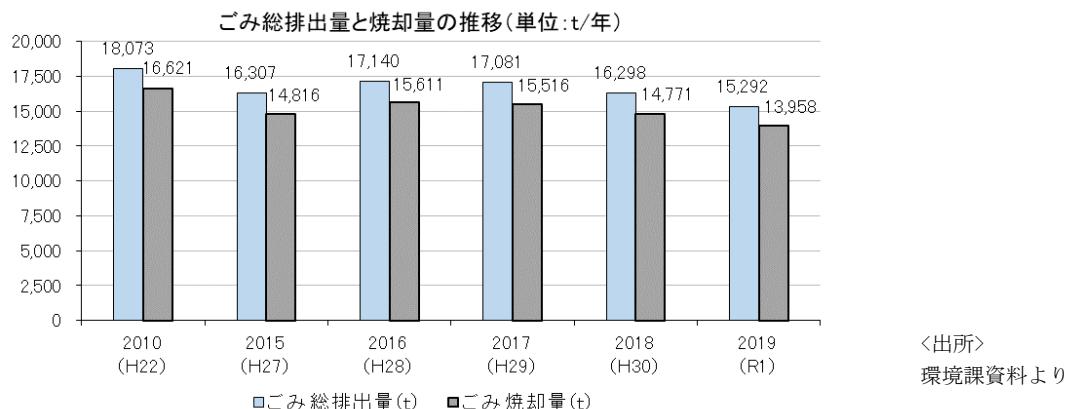
平成30（2018）年度の排出量は、「箱根町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」におけるCO₂排出目標『2030年度に2013年度比27%削減』の目標水準に近づいています。

しかし、令和3（2021）年10月に閣議決定した2050年カーボンニュートラルに向けた「地球温暖化対策計画」において、見直しされた温室効果ガス排出目標『2030年度に2013年度比46%削減』の実現に向けては、一層の排出抑制を図っていくことが求められています。

② ごみ排出量

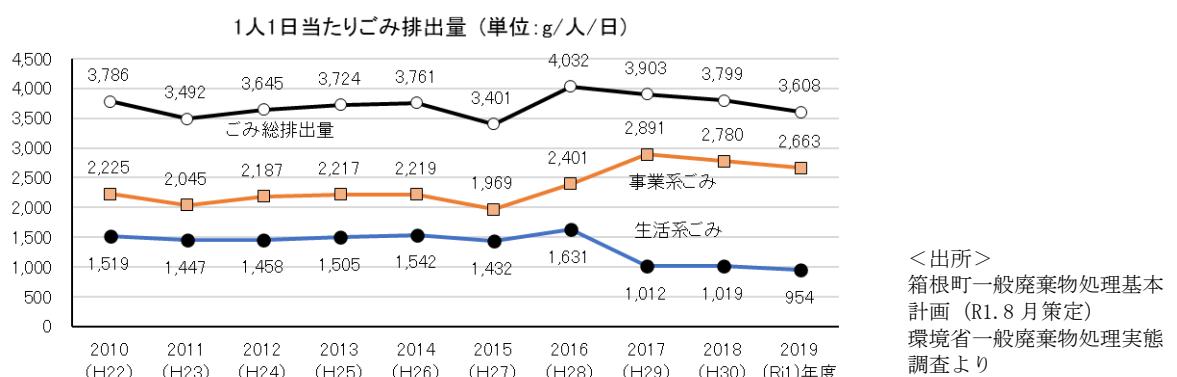
本町のごみ総排出量は、令和元(2019)年度は15,292トンで、平成22(2010)年度の18,073トンより2,781トン(約15%)減少しています。総排出量の9割以上が焼却処理されており、リサイクル率が低くなっています。

ごみの総排出量の約8割が事業系ごみで、観光客数の変化により増減しています。生活系ごみは、人口減少が進む中、全体として減少傾向にあります。



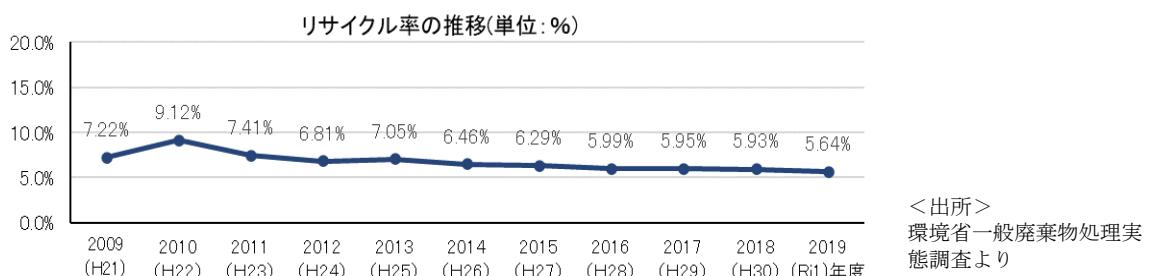
【町民1人1日当たりのごみ排出量の推移】

令和元(2019)年度の町民1人1日当たりのごみ排出量は、事業系ごみの割合が高く、3,608g/人・日となっています。県平均の848gや全国平均の918gに比べ約4倍となっています。



【ごみの資源化(リサイクル率)の推移】

令和元(2019)年度のごみのリサイクル率は5.64%と、県平均の24.14%、全国平均の19.59%に比べ、約4分の1と低い状況にあります。



③ 自然環境

本町の大部分が急峻な山地ですが、標高差とカルデラ地形の変化に富んだ地形からなり、植生も風衝植物群落やブナ林、常緑広葉樹林、草原性植物や湿原性植物など多様な植生からなっています。

こうした多様で変化に富んだ自然に育まれた箱根の特徴的な植物や希少動植物が生息するなど生物多様性に恵まれ、国立公園として、特色のある豊かな自然環境と優れた自然景観が継承されています。

本町では、昭和46(1971)年に町全域を都市計画区域に指定し、また、平成21

(2009)年に景観条例の制定と景観計画を策定し、自然公園法などと連携し、豊かな自然と優れた自然景観の保全と開発との調和に努めています。

また、こうした豊かな自然や優れた自然景観、貴重な歴史的・文化的遺産の保全を図っていくことを目的に、平成元(1989)年に「箱根トラスト*制度」の創設と「箱根町資源保全基金」を設置し、町内外の人々の理解と協力を得ながら、箱根関跡周辺地の土地取得や仙石原湿原の森林化防止・湿原の生物多様性の維持保全に活用してきています。

しかし、近年、ニホンジカの生息密度増加による食害や踏み荒らしをはじめ、オオハンゴンソウなどの特定外来生物の生育拡大などにより、良好な生態系の維持回復が課題となっています。また、被害が拡大している「ナラ枯れ」への対策も求められています。



④ 生活環境

本町の生活環境は、環境基準が最も厳しい芦ノ湖の水質を除く、大気や河川水質は環境基準を満たしているなど、全体として良好な環境が維持されています。

しかし、町内におけるイノシシやニホンジカなどの鳥獣による被害が拡大し、畑などの農作物被害をはじめ、庭園の芝生や庭木の損傷、地面の掘り返しなどの生活被害が課題となっています。

また、平成 27（2015）年 6 月に大涌谷周辺でのごく小規模な噴火、高濃度の火山ガス流出をはじめ、令和元（2019）年の台風第 19 号（東日本台風）による土砂災害に伴い、生活や事業活動にも大きな影響を及ぼし、現在もその対策が進められています。

本町は、現在も活動を続ける中央火口丘群とその活動により形成された箱根カルデラからなり、地震や火山災害をはじめ、豪雨などにより土砂災害などが発生しやすい特徴があり、こうした自然災害からの安全・安心の確保が重要な課題となっています。

さらに、本町は、年間 2,000 万人を超える観光客が訪れているため、観光サービスとしてのごみ対策や美観保全が特に重要な課題となっています。本町では、散乱ごみ対策として、昭和 45（1970）年に「観光美化都市宣言」を行い、平成 13（2001）年に「箱根町をきれいにする条例」を制定し、町民・事業者・町を訪れた人々への理解と協力を求めるとともに、観光美化パトロールの実施、美化大会の開催など、その推進に努めています。



宮城野早川堤の桜

⑤ 環境学習・環境保全活動

地域の環境保全などを進めていくためには、町民や事業者、町を訪れた人々がそれぞれ、箱根町の環境と“ふれあい・体験する”、“知る・学ぶ”、そして、環境との関わりについて“考え”、環境を“守り・育てる・生かす”ための行動と協働が重要になっています。

本町の各学校では、学習指導要領に基づき、多岐にわたる環境学習を展開しています。また、特色ある箱根の環境や文化、産業を“学習の場”とし、箱根に関心を抱く多くの人々に“より広く”“より深く”学んでいく機会として、箱根教育町民講座「HAKONE 大学」の開講や、地域や町民、団体と連携して自然観察会や体験学習などを実施しています。

また、平成 21（2009）年に「箱根町自治基本条例」を施行し、町民と共に考え方行動し、協力してまちづくりを進めてきています。環境面では観光美化パトロールや美化大会などをはじめ、各地域や様々な団体などにより、環境学習や環境保全活動が進められてきています。今後、少子高齢化の進展や人口減少などに伴い、地域コミュニティが変化するなど、新たな協働のしくみづくりが必要になっています。



観光美化推進会議



美化活動

3 本町における環境保全などの取組

本町は、富士箱根伊豆国立公園に位置し、明鏡芦ノ湖や緑豊かな山なみ、豊かな温泉など四季折々の自然を満喫できる自然資源に恵まれ、古くから多くの人々に愛され、国際観光地として栄えてきました。

本町では、こうした特性を踏まえ、地球環境問題や自然環境、生活環境への対応に向けて、環境観光都市宣言や「環境先進観光地一箱根」の推進をはじめ、箱根町環境基本計画などを策定し、環境の保全などに関する取組を進めてきています。

年月	主な取組
昭和45（1970）年 3月	観光美化推進都市宣言
平成元（1989）年	箱根トラスト制度「箱根町資源保全基金」の設置、箱根トラスト推進事業などの実施
平成12（2000）年 4月	箱根町環境基本条例の施行
平成13（2001）年 4月	第4次箱根町総合計画後期基本計画策定
	6月 箱根町庁内地球温暖化対策実行計画策定
	10月 箱根町をきれいにする条例の施行
平成14（2002）年 3月	箱根町環境基本計画策定（第1次計画）
平成15（2003）年 3月	箱根町HOT21 観光プラン実施計画策定
平成19（2007）年 3月	第5次箱根町総合計画策定
平成21（2009）年 4月	箱根町自治基本条例の施行 「環境先進観光地一箱根」推進本部設置と事業の推進
	6月 箱根町景観条例施行、箱根町景観計画策定
平成23（2011）年 9月	箱根町環境観光都市宣言
平成24（2012）年 3月	第5次箱根町総合計画 後期基本計画策定 箱根町環境基本計画策定（第2次計画）
	9月 箱根町一般廃棄物処理基本計画策定 箱根ジオパークの認定
平成28（2016）年 2月	箱根町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン策定 箱根町まち・ひと・しごと創生 総合戦略策定
平成29（2017）年 3月	第6次箱根町総合計画策定 箱根町第3次都市計画マスタートーブラン策定 箱根町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定 箱根町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
平成30（2018）年 3月	第2次箱根町HOT21 観光プラン基本計画策定
令和元（2019）年 8月	箱根町一般廃棄物処理基本計画策定
令和2（2020）年 3月	第2次箱根町HOT21 観光プラン実施計画

「環境先進観光地一箱根」の推進

本町は、地球温暖化など地球規模での環境問題に先進的に取り組んでいくことにより、国際観光地として持続的に発展していくことを目指して、平成21（2009）年度から「環境先進観光地一箱根」の基礎づくりに向けた総合的な取組を進めています。

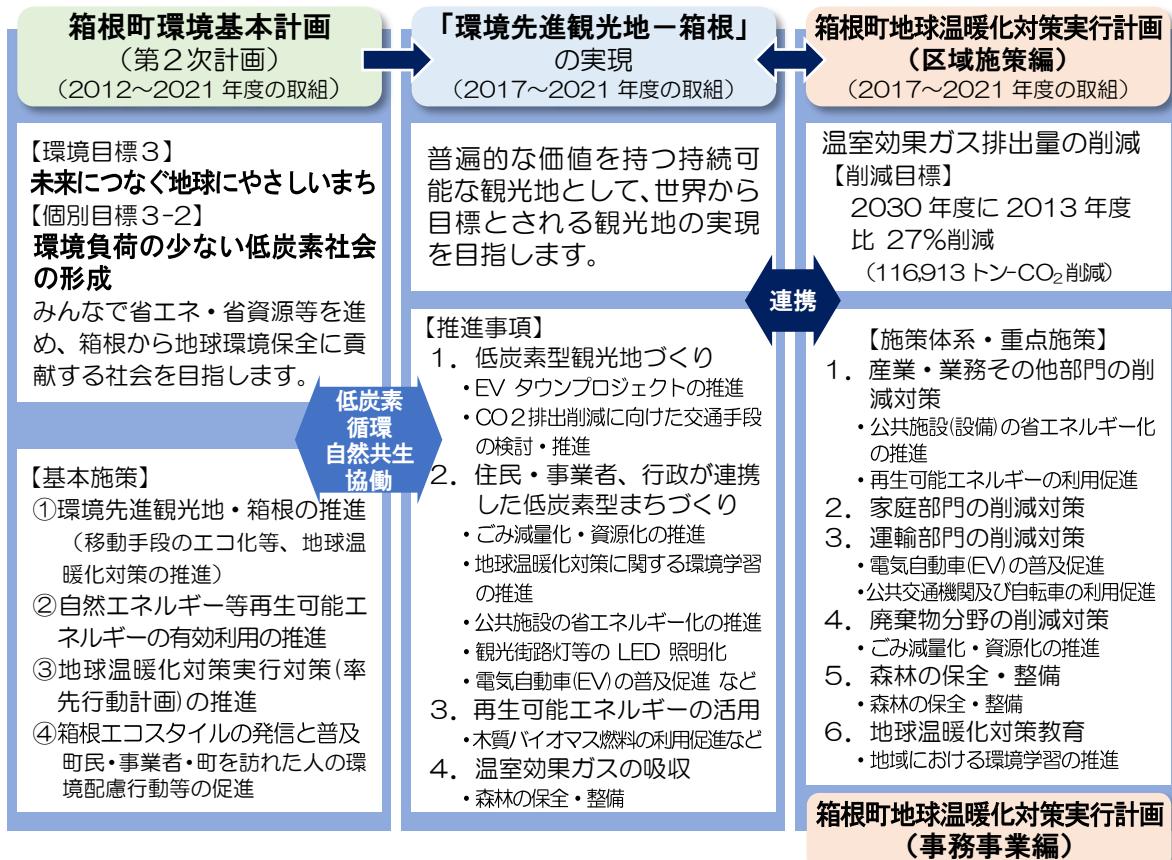
「環境先進観光地一箱根」の推進施策

～平成29（2017）年度以降の推進施策～

- 1. 低炭素型観光地づくり
- 2. 住民・事業者、行政が連携した低炭素型まちづくり
温室効果ガス排出量の削減
- 3. 再生可能エネルギーの活用
- 4. 温室効果ガスの吸収

また、第2次計画の環境目標「未来につなぐ地球にやさしいまち」の基本施策「環境負荷の少ない低炭素社会の形成」に向け、平成29（2017）年に「箱根町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「環境先進観光地一箱根」の推進事業と一体となって、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めています。

第2次計画と「環境先進観光地一箱根」、地球温暖化対策実行計画との関係



第2次計画の進捗状況

第2次計画における環境保全などの取組の進捗状況は、次のようになっています。

循環型社会*・地球環境分野では、低炭素型まちづくりに向け「環境先進観光地一箱根」の推進事業と一体となって進め、削減効果目標は達成しているほか、循環型社会づくりに向けて事業系一般廃棄物の収集体制の見直しなど、ごみの減量化・資源化を進めてきた結果、ごみ排出量は減少してきています。

自然環境分野では、法令に基づく厳格な規制や行政指導により自然環境の保全と秩序ある利用の確保を図ってきているほか、自然啓発や自然探勝・ふれあいなどの様々な取組を進めるなど、箱根の自然への理解向上と保全・活用を図っています。

良好な生活環境の確保に向け、道路や下水道など都市基盤整備を進めていますが、切れ目のない整備が重要になっています。有害鳥獣対策では要綱やマニュアルを整備し、対策と普及に努めていますが、生活被害が切実であり今後も継続した取組が必要です。

また、環境美化は、観光美化推進都市宣言のもと観光美化活動を積極的に進めていますが、今後も多様な主体の参画のもと継続していく必要があります。

4 町民などの環境に対する意識・意向

本計画の策定にあたり実施した町民及び事業者対象の「箱根町の環境に関するアンケート」（令和3年1月～2月実施）では、次のような傾向が見られます。

(1) 環境の現状と環境保全の取組状況

① 住まい周辺の環境と環境保全に関する取組（町民）

気候変動の影響

- 気候変動に伴う自然災害の軽減や災害時の電力などエネルギー確保については満足度が低いですが、今後、環境保全にとって重要と考えています。
- 気温上昇による暑熱の影響にはやや満足しており、あまり重要とは考えていません。

エネルギーの有効活用

- 住まい周辺の環境で、再生可能エネルギー利用に満足していませんが、環境保全にとってあまり重要とは考えていません。
- 日常生活で節電など省エネへの配慮は進んでいますが、エコドライブ*など省エネ運転への配慮はやや低くなっています。
- 日常生活での再生可能エネルギーによる電力の使用は少ないですが、今後「使用したい」や「わからない」との回答も多く見られます。

ごみの減量化・資源化

- 日常生活での分別の徹底、リサイクルや集団回収への協力、買い物袋持参、食品ロスや生ごみへの配慮は進んでいます。
- 使い捨て商品の活用を控える取組は低い傾向が見られます。

自然環境の保全と活用

- 住まい周辺の環境では、緑の豊かさは満足度が特に高く、また、環境保全にとって重要と考えています。
- 自然環境・自然景観や多様な生きものとのふれあいへの満足度は高いですが、重要度はあまり高くありません。

生活環境の保全、安全安心

- 住まい周辺の環境では、自然体験・環境学習機会の充実などは満足していません。また、環境保全にとってあまり重要と考えていません。
- まちの清潔さ（ごみなどが散乱しない）はやや満足していますが、環境保全にとって特に重要と考えています。
- まちの静けさは満足していますが、あまり重要とは考えていません。
- 鳥獣からの被害には満足しておらず、環境保全にとって重要と考えています。

環境学習・環境保全活動

- 住まい周辺の環境では、自然体験・環境学習機会の充実などは満足していません。また、環境保全にとってあまり重要と考えていません。
- 日常生活での住まい周辺の清掃や地域の環境美化活動は、いつもと時々しているは多く、また関心も高くなっています。
- 町や地域で実施する環境保全活動への参加・協力へは、時間や機会があれば参加・協力したいが多く、関心はあります。

② 事業活動に伴う環境への影響について（事業者）

- 事業活動に伴う環境への影響は、電力エネルギーの消費、来店・来訪者や貨物搬出入に伴う自動車台数、プラスチック容器・梱包材などの廃棄物発生、水道水の使用量などがあげられています。今後、こうした環境負荷を低減させていくことが課題となっています。

③ 事業者の環境保全対策の取組（事業者）

気候変動への適応

- 気候変動への対策は、半数以上の事業者が取組を実施したいとしています。

エネルギーの有効活用

- 多くの事業者が省エネの推奨と対策を積極的に進めています。今後、進めたいも合わせると大半の事業者で推進や検討を行っています。
- 事業所・施設の省エネ対策、ゼロエネルギー化も、半数以上の事業者が取組を実施したいとしています。
- 自動車利用では多くの事業者が、エコドライブの徹底など燃料消費の削減、次世代自動車*や低公害車・低燃費車への転換を進めている、または今後進めたいとしています。

ごみの減量化・資源化

- 生ごみ・食品廃棄物の発生抑制と資源化の積極的な推進がやや低い反面、今後、進めたいも5割以上あり、関心が高いです。
- その他の項目も推進と進めたいが、それぞれ4割前後あり、取組の必要性は認識されています。

環境保全活動

- 大半の事業者が事業所周辺などの清掃・環境美化活動を進めたいとしています。また、事業所の環境保全対策や取組などの積極的な情報発信は2割弱と低く、今後、環境先進観光地の事業所としての取組と積極的な情報発信が期待されます。

④ 箱根町の環境保全などに関する取組への認識（町民・事業者）

- 町民・事業者とも箱根ジオパークへの認識が特に高いです。
- 町民は、環境観光都市宣言や環境美化・自然愛護作品募集、美化大会などへの認識が高い傾向があります。
- 事業者は、環境観光都市宣言や景観条例・景観計画への認識が高い傾向が見られます。
- 全体としては、町民・事業者とも、自然や観光に関連する取組への認識は高い傾向が見られます。環境基本条例・基本計画など環境分野の取組については相対的に低く、今後、わかりやすい情報発信や普及が課題となっています。

(2) 今後の環境保全の方向

① 残していくたい、守っていきたい、暮らしに生かしたい、楽しみたい箱根の環境(町民)

残していくたい、守っていきたい箱根町の環境

- 箱根の優れた多彩な自然や自然景観、それとの関わりの中で育まれてきた歴史的文化的資源や伝統工芸、静かな環境などがあげられています。

暮らしに生かしたい、楽しみたい箱根の環境

- 優れた自然や自然景観を愛でつつ、森や水辺での散策や観察など多様なふれあいを楽しみ、また、各地域の個性ある温泉での入浴を楽しむなど、箱根の地域資源を生かした健康づくりや癒しが得られる環境があげられています。

② 箱根町で活動する事業所としての環境保全などへの考え方（事業者）

環境保全などへの考え方

- 事業者は、省エネ対策など地球温暖化防止の推進や自然環境の保全・活用への協力、廃棄物の削減、気候変動対策など滞在者や従業員の安全・安心確保、環境配慮製品・サービスの提供などの必要性をあげています。
- SDGsを事業に取り入れる必要性や環境保全などは認識しているが、「今は、経済的に対応できない」や「どちらとも言えない」が4割前後あり、今後の普及と対策が必要になっています。

③ 箱根町が特に優先して進めていく必要があると考える取組について(町民・事業者)

- | | |
|--------------|--|
| SDGs 推進 | ● SDGs の推進は、町民への普及が十分でないこともあります、優先順位が特に低いですが、事業者ではやや高く関心も見られます。 |
| 気候変動への適応 | ● 地球温暖化・気候変動の影響への対応は、町民・事業者とも約 3 割前後の優先順位と、全体の中間となっています。 |
| エネルギーの有効活用 | ● 再生可能エネルギー活用の促進は、町民・事業者とも 2 割強と優先順位はやや低くなっています。
● 省エネ対策や電気自動車普及は事業者が高い傾向となっています。
● ゼロカーボンへの取組は普及が進んでいないなど、町民・事業者とも優先順位が特に低いですが、事業者の方が高く関心も見られます。 |
| ごみの減量化・資源化 | ● プラスチックごみ対策は、町民・事業者とも 3 割強と優先順位は高くなっています、関心があります。
● 食品ロス対策は、町民・事業者とも 2 割強となっています。 |
| 自然環境の保全と活用 | ● 地域の環境資源の保全と活用に向けて、町民・事業者とも「自然環境の保全と活用」が最も高く、次いで「温泉の保全と活用、温泉熱利用の推進」を特に優先すべきとしています。
● 森林や河川・湖沼など水辺環境や水資源、歴史的文化資源の保全と活用については、それぞれ半数近くが優先すべきとしています。
● エコツーリズム*や自然体験・自然学習、希少動植物の保全、環境保全活動などに関する取組は、全体として優先順位が低い傾向が見られます。
● 全体的には、箱根を代表する自然景観や緑・水・歴史文化などの資源の保全と活用への期待が高い反面、積極的な関わりなどの取組については、人により多様で、個別の取組では優先度が低くなっています。 |
| 生活環境の保全・安全安心 | ● 「ポイ捨て防止・環境美化活動」や「公共交通利用環境の充実など交通渋滞対策」の優先度は高くなっています。
● 水質汚濁の防止や鳥獣被害対策、プラスチックごみ、空家・空地の対策なども優先度が高くなっています。 |
| 環境学習・環境保全活動 | ● 環境学習・環境保全活動に向けては、子どもの環境学習・体験学習の推進が最も高く、次に、環境学習や体験を支える分かりやすい環境情報の提供、環境美化活動・環境保全活動の推進となっています。
● 今後、次代を担う子どもへの継続した環境学習機会の提供・支援をはじめ、幅広い層への情報提供、環境美化などの環境保全活動を積極的に進めていく必要があると考えられています。 |

5 本町の環境における課題

本町の環境を取り巻く社会情勢変化と現況、町・町民・事業者の環境保全への取組状況、町民などの環境に対する意識・意向などを踏まえ、本町の環境における主な課題としては、次のような点があげられます。

計画全般

環境情勢や課題に対応した取組の推進

- 本町の豊かな自然環境や生物多様性の恵みの継承と気候変動など環境面のリスクからの安全・安心の確保を基本に、持続可能な社会の構築に向けて脱炭素・循環型社会や地域循環共生圏の構築、SDGsに留意した取組の展開が求められます。
- 町が進めてきた環境基本条例や環境基本計画、地球温暖化対策などへの町民の認識が低いなど、計画推進に向けて情報の発信が重要です。特に、計画が目指す方向や取組方針が町民・事業者・町を訪れた人々と共有できるよう、分かりやすく発信していくことが求められます。
- 観光に特化した産業が多く、就業形態が特徴的であるため、観光ニーズや観光産業の振興と一体となった環境保全の取組が課題です。
- SDGs や環境保全への取組など、環境先進観光地としての魅力づくりとイメージの発信が重要です。

地球環境

脱炭素、気候変動への適応、ごみの減量化・資源化など、環境にやさしいまちづくり

- 当面、避けることができない気候変動への適応に向けた情報提供と計画的な適応策の推進が課題です。
- 地球温暖化の緩和に向け、温室効果ガスの排出抑制、カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた取組の推進が喫緊の課題です。本計画に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含し、効果的な施策の展開を図っていく必要があります。
- 事業活動に伴う温室効果ガスの排出割合が高く、事業者の関心も高いなど、脱炭素社会構築に向け事業者との連携強化が重要です。
- 地形的に分散する居住地や観光施設の特性を生かし、コンパクトでエネルギーの少ない自立分散型のまちづくりを進めるなど、エネルギーの効率的利用を図っていく必要があります。
- ごみの減量化・資源化に向けた4R*の普及促進、排出量の7割以上を占める事業系ごみの減量化・資源化が課題です。また、プラスチックごみの減量と資源化、散乱防止や代替素材活用をはじめ、食品ロス対策や生ごみの減量化、剪定枝や間伐材の資源化などが課題です。
- ごみ処理の効率化・資源循環の促進、処理経費の削減などに向けて、ごみ処理の広域化を進めていく必要があります。
- 観光が基幹産業であり、観光サービスと脱炭素・循環型社会の構築の両立が課題です。そのため、SDGsの考え方を活用した新たなサービスの提供など、町・町民・事業者・町を訪れた人々が連携し、様々な分野に効果が波及する取組の展開などが求められています。

自然環境

国立公園の保護と利用、箱根らしさの醸成と継承

- 身近で魅力ある観光地として、町内外の人々にとって、本町の自然や温泉、歴史文化との多様なふれあいが楽しめ、繰り返し訪ねてみたい、暮らしてみたいと思える環境先進観光地づくりが求められています。
- 本町の暮らしや産業の基盤である豊かな自然環境や優れた自然景観、森林や水、温泉、歴史文化など、「箱根らしさ」を醸成している地域資源の保護と活用が重要です。
- 自然の恵みの持続可能な活用に向け、地域資源が環境保全や暮らし・産業などに果たしている多様な役割（生態系サービス）への理解とその向上が求められています。また、気候変動などによる自然環境や生物多様性への影響の回避・軽減などの取組を進めていく必要があります。
- 近年深刻化している特定外来生物やナラ枯れの拡大、シカの食害や踏み荒らしなどによる生態系や生活環境への影響の軽減が課題です。
- 自然環境や生物多様性の保全などに向け、国・県との連携、人々が箱根を楽しみつつ地域資源を守り・育み・活用するしくみが必要です。

生活環境

誰もが安心して、いつまでも住んでみたいと思えるまちづくり

- 人口減少や超高齢社会が進む中、良好で快適な生活環境が確保され、誰もが健康で安全・安心して、いつまでも住んでみたい、働いてみたいと思えるまちづくりが求められています。
- きれいな大気・水環境の維持向上、それらを育む豊かな森林や地下水などの水資源の保全と適切な活用が重要です。
- 急峻な斜面や活火山を有するため、火山活動や気候変動に伴う自然災害の発生、環境への影響が懸念されるなど、暮らしや観光の安全・安心の確保が課題です。
- 近年拡大している野生鳥獣被害の防止が課題です。
- 急峻な地形などにより狭隘な道路も多く、町民や観光客が安心して日常生活や散策・ウォーキングが楽しめる歩行空間の確保が課題です。
- ごみが散乱しない清潔なまちづくりへの町民意識が高く、環境先進観光地として観光美化の継続的な推進が重要です。また、人口減少などが進む中、観光美化の担い手の充実も課題となっています。

環境学習・環境保全活動

多様な主体との連携・協働の促進、SDGsの推進に向け

- 自然とのふれあいを楽しみながら環境学習・環境保全活動ができる機会の提供、環境学習への支援体制の充実が重要です。また、環境問題や対策などに対する情報提供や普及啓発が必要です。
- 人口減少や超高齢社会の進展、新型コロナウイルス感染症など、従来の地域社会や環境保全活動の見直しなどが求められています。
- 多様な分野の活動や幅広い地域や人々との連携促進など、環境保全活動のしくみや交流の輪づくりを一層充実していく必要があります。
- SDGsの推進や町民・事業者・町を訪れた人々の環境保全活動の展開が進められる「地域循環共生圏」の構築が求められています。



第3章 本町が目指す環境像

1 目指す環境像

自然の恵みを未来へつなぐ

環境にやさしい緑と水と湯のまち 箱根

私たちのまち「箱根」は、町全体が箱根火山により形成されたカルデラ地形の美しい高原と湖、中央火口丘群や外輪山の山々に囲まれ、その中で私たちは、四季折々の大地の息吹を感じながら、豊かな緑、清らかな水、多様な温泉など、自然から多くの恵みを享受して暮らしや事業活動を営んでいます。

本町は、年間約2,000万人が観光やレクリエーションに訪れる国際観光地であり、多くの人々が、変化に富んだ多彩な自然環境や温泉、歴史文化とのふれあい、おもてなしの心に包まれた本町にやすらぎと潤いを求めて来訪しています。

こうした中、環境面から持続可能な社会の形成を図っていくためには、本町の豊かな自然を育む森林や清流、芦ノ湖をはじめとする風光明媚な自然景観、豊富な泉質の温泉、多くの歴史的文化遺産などを環境資源として再認識した上で共有し、その永続的な保全と持続的な利活用を進めることのできる地域社会を創りあげていく必要があります。

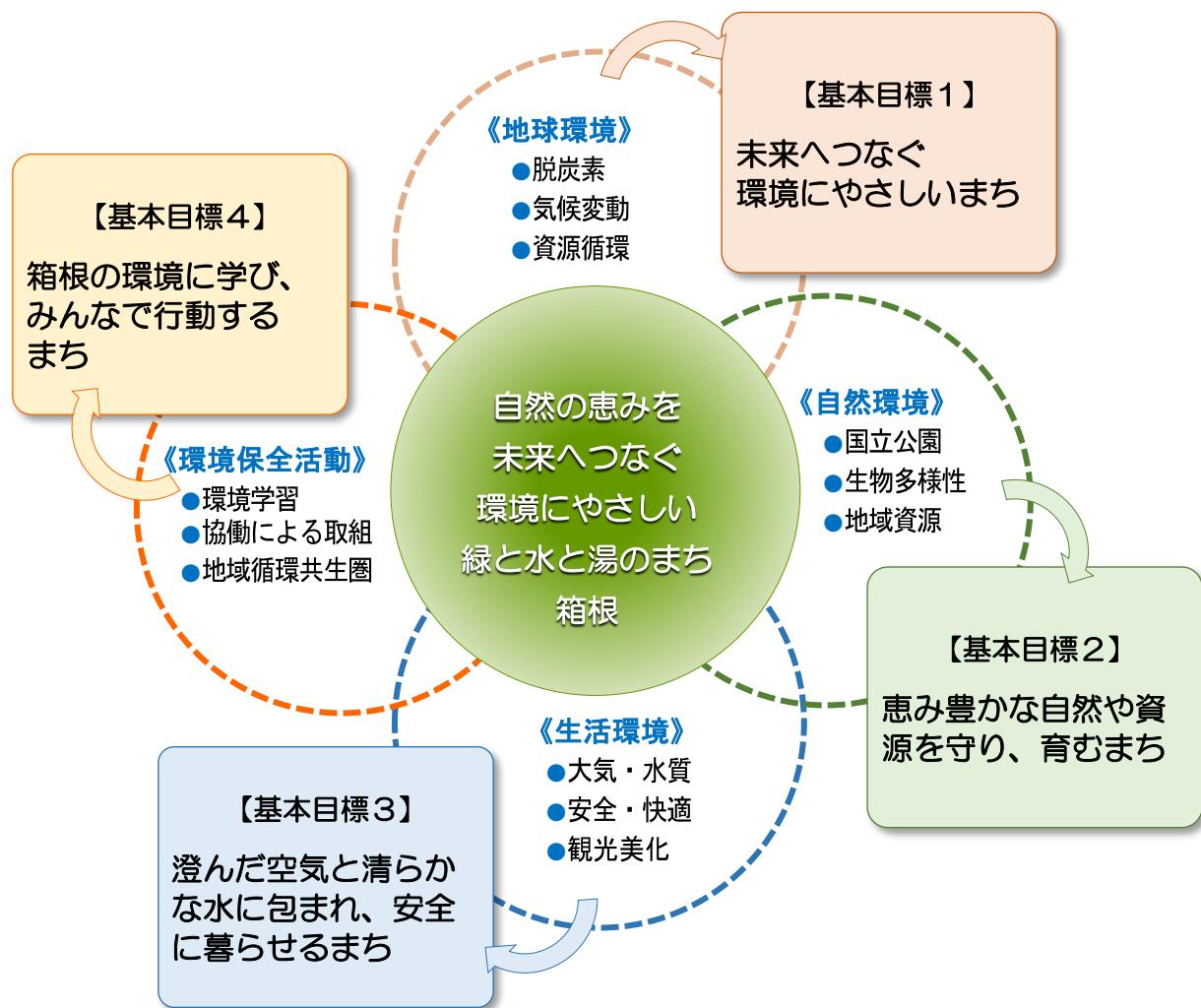
また、本町の環境資源を生かしつつ、脱炭素へ向けた取組や循環型社会の形成を推進し、環境負荷の少ない地域社会を構築するとともに、国立公園、そして国際観光地としてSDGsの考え方も活用し、環境・社会・経済の統合的発展を図りながら、地域にも、地球にもやさしい環境配慮型のまちづくりを行っていくことが重要です。

本計画では、第1次計画及び第2次計画の環境像や総合計画の将来像を踏まえつつ、こうした理念の実現に向け、本町が目指す環境像を「自然の恵みを未来へつなぐ 環境にやさしい緑と水と湯のまち 箱根」と定めます。

そして、町はもとより、町民・事業者・町を訪れた人々との連携・協働により、これまで培ってきた環境資源を守り・育て、いつまでも暮らしたい、何度でも訪れてみたいと思うことのできる魅力と活力にあふれる環境先進観光地を築き、未来へ引き継いでいくことを目指していきます。

2 基本目標

本計画では、目指す環境像の実現に向け、地球環境、自然環境、生活環境、環境保全活動といった環境政策の各分野の基本目標を定め、それぞれの取組を計画的に推進し、達成に努めていきます。



基本目標1 脱炭素、気候変動、資源循環

未来へつなぐ 環境にやさしいまち

SDGsとの関連



地球温暖化に伴う気候変動問題は、その影響の大きさと深刻さから、人類の生存に関わる極めて重要な環境問題であり、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」の目標達成に向けて、当面において避けることができない気候変動への適応を進めつつ、2050年カーボンニュートラル(脱炭素)の実現を図っていくことが大きな課題となっています。

本町は、国内外から多くの人々が訪れる国際観光地として、気候変動の影響をできる限り回避・軽減し、町民や町を訪れた人々の安全・安心の確保に努めていくとともに、多様な主体との連携・協働のもと、地域と地球の環境にやさしい脱炭素で持続可能なまちづくりを進めていくことが大切です。

このため、日常生活、事業活動、観光などの様々な場面で、省エネルギー*や再生可能エネルギー*の有効活用を図るとともに、同様に、海洋汚染が地球規模の環境問題となっているプラスチックごみや食品ロス対策といった、廃棄物を取り巻く環境に対応したごみの減量化・資源化・適正処理の更なる推進など、環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会づくりを進め、「未来へつなぐ 環境にやさしいまち」の実現を目指します。

基本目標2 国立公園、生物多様性、地域資源

恵み豊かな自然や資源を守り、育むまち

SDGsとの関連



本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に指定され、標高差 1,400mの中に複式火山の山岳地と豊かな森林をはじめ、火口原が広がる仙石原湿原やすすき草原、火口原湖の芦ノ湖、早川などの渓谷、豊かな水資源や温泉など、変化に富んだ豊かな自然環境と多彩な資源を有し、また、この下に育まれた希少種や固有種が生息・生育するなど、貴重な生物多様性が形成されています。

こうした豊かな自然環境は、優れた自然景観や個性豊かな歴史文化、良好な生活環境、魅力ある観光を創り、私たちに潤いとやすらぎ、快適さをもたらすなど、本町の最も大切な財産となっています。

しかし、気候変動や土地・資源利用、社会情勢による環境の変化は、自然災害の発生や季節感の喪失、森林や水資源への影響、特定外来生物による在来植物の駆逐など、自然環境の維持継承にも様々な影響を及ぼしています。

このため、本町のかけがえのない自然環境をできる限り保全することを第一とし、その上で秩序ある土地・資源利用を行うとともに、町民や町を訪れた人々をはじめとする多様な主体が、豊かな自然と気軽にふれあい、楽しむことにより自然を大切にする心を育みながら、自然環境や生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受することのできる「恵み豊かな自然や資源を守り、育むまち」の実現を目指します。

基本目標3 大気・水質、安全・快適、観光美化

澄んだ空気と清らかな水に包まれ、安全に暮らせるまち

SDGsとの関連



大気・水・土は、人々が健康に生きていくために欠くことのできない環境資源であり、本町においては、豊かな森林が育む澄んだ空気や清らかな水、豊かな大地に恵まれ、良好な自然環境と生活環境が継承されています。

一方、町域は、カルデラの急峻な地形が広がり、限られた平坦地に住居や観光施設などがまとまって立地することによって、行楽シーズンの交通渋滞や水環境への影響、ごみの散乱などが従前から課題となっており、今日、これらには改善傾向が見られますが、他にも増加する野生鳥獣被害*への対策や安全な歩行空間の確保などは引き続き課題となっています。

また、典型的な複式火山地形であり、活火山を有することから、火山地としての特性を理解し、適切な対策を講じることで、火山と共生した安全な生活環境を確保していく必要があります。

こうした環境面からの様々なリスクの回避・軽減、良好な生活環境の保全、観光美化の推進に向け、これまでの取組を継続して進めるとともに、気候変動などの新たなリスクへの対応を図り、町民や町を訪れた人々の安全・安心、健康や快適性の確保に努め、「澄んだ空気と清らかな水に包まれ、安全に暮らせるまち」の実現を目指します。

基本目標4 環境学習、協働による取組、地域循環共生圏

箱根の環境に学び、みんなで行動するまち

SDGsとの関連



今日の様々な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが、身近な地域の環境はもとより、地球環境の現状などについて知り、また皆が協力し、環境の保全と創造に向けて何ができるかを考え、積極的に実践していくことが不可欠です。

本町は、町のほとんどが国立公園であり、豊かな自然環境をはじめ、この下に育まれた歴史文化、数多くの文化財や美術館など、自然や地域資源とふれあい、学ぶことのできる機会に恵まれています。

こうした学びの機会を生かし、多様な主体が、地域や地球環境への配慮意識を高め、更なるパートナーシップの下、相互に協力して補完し合いながら環境保全活動と持続可能なまちづくりを進める「箱根の環境に学び、みんなで行動するまち」の実現を目指します。

3 SDGsとのつながり

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、達成すべき17のゴールと169のターゲットからなり、一つのゴールの達成が、他のゴールの達成にも貢献するという相互に関連する体系とされています。

本町では、平成31（2019）年1月に「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、地域における社会的課題の解決と持続可能な社会の実現に向け、地域から取り組むとともに、世界における課題解決に貢献していくこととしました。



「SDGs日本モデル」宣言

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信します。

- 1 SDGsを共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- 2 SDGsの達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- 3 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となるSDGsの推進を目指します。

本計画では、「目指す環境像」の実現に向けた「基本目標」と「基本施策」を進めていくことにより、SDGsの推進に貢献するものとし、これらと関連の深いSDGsの11のゴールを関連付けています。

町民・事業者・町を訪れた人々・町が、「SDGsのゴール」と「基本目標」などの関わりについて共に考え、共有し、多様な視点から取組を進めて相互に波及効果を高め、総合的に環境の保全と創造を図っていくことにより、「目指す環境像」の実現と「SDGs」の推進を目指します。

SDGsと取組とのつながり		基本目標 未来へつなぐ環境にやさしいまち 守り・育むまち 恵み・豊かな自然や資源を 澄んだ空気と清らかな水に包まれるまち で行動するまち 箱根の環境に学び、みんな
関連する SDGs のゴール	ゴールに貢献する 環境の保全及び創造の 主な取組の方向	
3 すべての人に健康と福祉を 	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	大気・水環境の保全（環境汚染防止） 森林などの環境浄化機能の保全活用 自然や温泉資源を活用した健康づくり
4 質の高い教育をみんなに 	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	学校教育における環境学習の推進 箱根大学などを通じた地域学習の推進 箱根ジオパークの推進と自然とのふれあいの充実
6 安全な水とトイレを世界中に 	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可	地下水や湧水の保全（水源かん養など） 公共用水域の水質保全（安全な水資源の確保、生活排水処理対策などの推進）
7 エネルギーをみんなにクリーンに 	エネルギーをみんなにクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	環境にやさしいエネルギー活用の促進（再生可能エネルギーの活用 省エネ・創エネ・蓄エネなどエネルギーの有効利用）
8 働きがいも経済成長も 	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	国立公園、箱根ジオパーク、地域資源を活用した産業・就業機会の充実 環境にやさしい観光サービスの普及 町内外の人・企業・機関などとの連携促進
11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を実現する	自然災害からの安全・安心の確保 エネルギー・資源が効率利用される環境負荷の少ないまちづくりの推進 適正な土地利用、公共施設の適正配置 移動の脱炭素化、公共交通利用の普及
12 つくる責任つかう責任 	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	プラスチックの資源化・代替素材の活用 食品ロス対策、生ごみの減量化・資源化 4R、環境にやさしい製品・サービスの活用
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	脱炭素社会に向けた取組の推進 地球温暖化緩和策の推進 気候変動への適応の推進
14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	排水処理対策など海域汚染の防止 観光美化、プラスチックごみなどの散乱・流出防止対策の推進 海の豊かさを守る森林の保全
15 陸の豊かさも守ろう 	陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	生物多様性の確保・普及啓発 生態系回復・再生の取組推進 森林の多面的機能、自然の恵み保全向上 森林の適正な維持管理の推進
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	環境配慮行動・環境保全活動の促進 環境交流や協働の取組の推進と支援 地域循環共生圏の構築に向けた取組推進

4 施策の体系



環境像

基本目標

S D G s

基本目標 1 未来へつなぐ 環境にやさしいまち

- ・脱炭素
- ・気候変動
- ・資源循環



基本目標 2 恵み豊かな自然や 資源を守り、育むまち

- ・国立公園
- ・生物多様性
- ・地域資源



基本目標 3 澄んだ空気と清らかな 水に包まれ、安全に 暮らせるまち

- ・大気・水質
- ・安全・快適
- ・観光美化



基本目標 4 箱根の環境に学び、 みんなで行動するまち

- ・環境学習
- ・協働による取組
- ・地域循環共生圏



基本施策

施策の展開

1-1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進



地球温暖化緩和策の推進

脱炭素型ライフスタイルなどの普及促進

1-2 気候変動への適応



気候変動適応策の推進

1-3 循環型社会形成の推進



4Rの普及促進

ごみ処理広域化等の推進

2-1 恵み豊かで優れた自然の保全と利用



自然環境・自然景観の保全

生物多様性の確保

2-2 自然との豊かなふれあいづくり



箱根ジオパークの推進と自然とのふれあいの充実

温泉資源の保護・活用と健康づくりの促進

2-3 個性豊かな地域資源の保存と活用



自然環境と歴史文化の一体的保護

文化財と周辺環境の保存と活用

3-1 良好的な大気・水環境の保全



良好な大気環境の保全

公共用水域の水質保全

地下水や湧水の保全

3-2 安全で快適な生活環境の確保



野生鳥獣被害対策の推進

安全な歩行空間の整備

火山との共生

3-3 観光美化の推進



観光美化活動の推進

ごみのポイ捨て、不法投棄防止対策の推進

4-1 環境学習の推進



学校教育における環境学習の推進

地域学習等を通じた環境配慮意識の醸成と行動の促進

4-2 協働による取組の推進



多様な主体の協働による環境保全活動の推進

地域循環共生圏の構築などに向けた取組の推進



第4章 環境像の実現に向けた施策の展開

基本目標1 未来へつなぐ 環境にやさしいまち

基本施策 1-1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

基本施策 1-2 気候変動への適応

基本施策 1-3 循環型社会形成の推進

SDGsとの関連



私たちが、喫緊の課題として直面する地球温暖化と気候変動に対する緩和・適応策の推進による「脱炭素社会」の構築、廃棄物の更なる減量化・資源化と持続可能な適正処理体制の確保による「循環型社会」の形成を進め、良好な環境を未来へつなぐ、環境にやさしいまちの実現を目指します。

なお、施策の展開にあたっては、上記のSDGsのゴールの視点を取り入れて取組を推進します。

基本施策

基本施策 1-1

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現に向けた取組を「箱根町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として本計画に位置付け、再生可能エネルギーの最大限導入や徹底した省エネルギーの推進などにより、脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減を進め、持続可能なまちづくりを推進します。

基本施策 1-2

気候変動への適応

当面において避けることのできない気候変動への適応に向けた取組を進め、安全・安心なまちづくりを推進します。

基本施策 1-3

循環型社会形成の推進

ごみの発生回避と排出抑制を優先した4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取組、観光立町の特性として排出量の多い事業系ごみや食品ロス、廃プラスチックへの対応を多様な主体との連携・協働にて進めるとともに、将来にわたる廃棄物の適正処理に向けたごみ処理広域化を推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に取り組みます。

基本施策 1-1

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

施策の展開

① 地球温暖化緩和策の推進

② 脱炭素型ライフスタイル*などの普及促進

主な関連計画

- ・箱根町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- ・第2次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 本町では、平成 21（2009）年度から、地球規模での環境問題への貢献と恵まれた自然環境を保全・活用し、普遍的な価値を持つ持続可能な観光地の実現を目指す「環境先進観光地」を掲げ、EV*タウンプロジェクト等の移動手段のエコ化、観光街路灯LED化等の省エネ推進、温室効果ガスの吸収に資する豊かな森林づくり等の取組を展開してきました。
- 平成 29（2017）年には、町内における温室効果ガス排出削減を進めていくための「箱根町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、区域の温室効果ガス排出量を「令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 27% 削減する」目標を掲げ、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めています。
- 本町において創出される再生可能エネルギーは、主として早川や須雲川における水力発電であり、その歴史は古く、明治 25（1892）年に関東地方で最初の水力発電所である箱根電灯所が、湯本地域の電力需要に応え設置されました。
- 現在稼働する水力発電は、明治 42（1909）年に箱根水力電気（株）により設置され、令和 3（2021）年に土木遺産に認定された塔之沢発電所をはじめとする現東京電力リニューアブルパワー（株）の発電所が 5 か所（川久保、塔之沢、三枚橋、畠宿、山崎）、県企業庁の発電所が 1 か所（早川）、また、平成 25（2013）年には、東京発電（株）が再生可能エネルギー利用拡大のため、かつて地元旅館が自家発電に用いていた発電所（須雲川）1 か所を復活再生しています。

【課題】

- 町域の大半が急峻な山岳地形であるとともに、自然公園法による地種区分の特別地域に指定されていること等により、新たな大規模水力発電やメガソーラー等の発電施設の立地が困難な中での安定的な再生可能エネルギー電力の調達
- 観光立町の特性として「業務その他部門」における温室効果ガスの排出割合が高い中、観光振興と両立した温室効果ガス排出削減による脱炭素社会の実現に向けた事業者との連携強化
- 住宅や事業所への再生可能エネルギー電力・同設備の導入促進
- 自然災害や大規模停電時などにおける電力確保に向けた蓄電設備など、自立分散型エネルギー*の導入促進

(2) 施策の展開

1-1-①	地球温暖化緩和策の推進
世界的な「脱炭素」の潮流と本町がこれまで取り組んできた「環境先進観光地」の理念と取組を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」に向け、温室効果ガスの排出を削減する地球温暖化緩和策について、町民や事業者をはじめとした多様な主体との連携・協働のもとに進め、脱炭素で持続可能な地域社会の実現を図ります。	
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を図る「創エネ」、蓄電池等により再生可能エネルギーの有効活用と災害対応力の向上を図る「蓄エネ」、エネルギー管理システム等により電力消費量の効率的な削減を図る「省エネ」の普及拡大による自立分散型エネルギーの導入促進● 公共施設や事業所等における再生可能エネルギー設備と CO₂ 排出係数が低い電力の導入推進● 再生可能エネルギー電力と電気自動車等の活用による「ゼロカーボン・ドライブ」の普及拡大、当該車両の蓄電池としての利用によるエネルギー自給率や災害対応力の向上促進● 交通事業者や地域等と連携した公共交通機関利用、パーク＆ライド、パーク＆サイクル*、MaaS^{*1}など、町内の回遊性向上と両立した環境負荷軽減策の推進（＊関連：3-1-①）● CO₂ 吸収源、水源かん養*、土砂災害防止、生物多様性保全など、多様な公益的機能を高度に發揮する森林づくりの推進（＊関連：2-1-②、3-1-①、3-1-③）
1-1-② 脱炭素型ライフスタイルなどの普及促進	
日常生活、事業活動、観光等における脱炭素・省エネ行動等を実践するCOOL CHOICE ^{*2} など、町民等一人ひとりによる脱炭素社会の実現に向けた主体的な行動を促進します。	
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 家庭における再生可能エネルギー電力やエネルギー効率の高い省エネ家電導入等の促進● 環境に配慮したライフスタイルを宣言して実践に繋げるマイアジェンダ等を通じた、町民一人ひとりの脱炭素社会の実現へ向けた意識向上と行動変容の促進（＊関連：4-1-②）● 本町を訪れる多くの人々の様々なニーズや状況に配慮した、人と環境にやさしいユニバーサル*で持続可能な観光地づくりと情報発信

*1：「MaaS (Mobility as a Service)」地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応すべく、スマートフォンのアプリケーションを活用し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて提供することにより、移動の利便性と効率化を高め、交通渋滞、環境問題、交通弱者対策などの問題解決を図るもの。

*2：「COOL CHOICE」CO₂ 等の温室効果ガス排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていく取組。

◆箱根町の温室効果ガス排出量削減目標

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づく、「箱根町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置付けていることから、本町の区域における温室効果ガス排出量削減のための目標を定めます。

本町の温室効果ガス排出量については、「2050年カーボンニュートラル（二酸化炭素（CO₂）排出実質ゼロ）」を見据えつつ、国の地球温暖化対策計画の目標と整合を図り、次のように設定します。

令和12(2030)年度までに、町内の二酸化炭素(CO₂)排出量を平成25(2013)年度比で46%削減する

年度	町内からの二酸化炭素(CO ₂)排出量
基準年度 平成25(2013)年度	CO ₂ 排出量：142,000 t-CO ₂
中期目標 令和12(2030)年度	CO ₂ 排出量：76,000 t-CO ₂ (基準年度の温室効果ガス排出量比△46%の達成)
長期目標 令和32(2050)年度	CO ₂ 排出量：実質ゼロ (CO ₂ 吸収量を含めた温室効果ガス排出実質ゼロの達成)

注：CO₂排出量は、環境省の地方公共団体実行計画策定支援サイト「自治体排出量カルテ」より

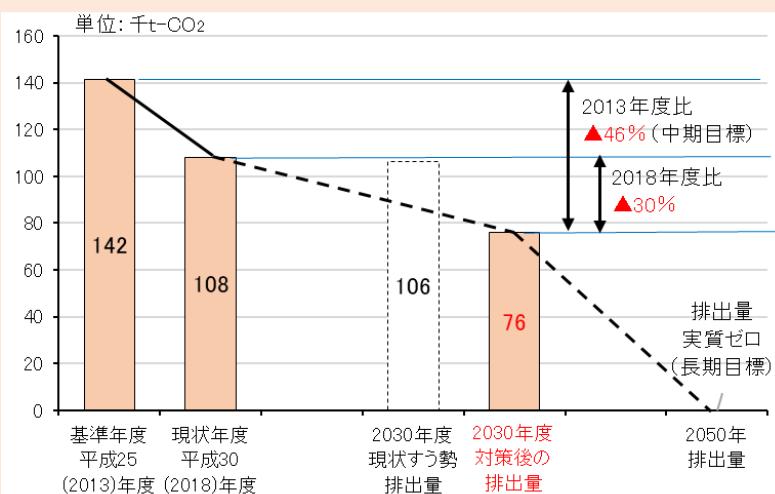
2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策は、国及び県の対策と本町の対策を合わせて、その相乗効果が期待できるものと考えられることから、本計画で設定する削減目標は、国、県及び町で実施した対策による効果を全て見込んだものとして定めています。

◆箱根町の温室効果ガス排出量削減目標の実現に向けて

令和 12 (2030) 年度の総排出量は「基準年度（平成 25 (2013) 年度）」比 46 % 削減の 76,000t-CO₂ を目指します。

また、この目標の達成に向けては「現状年度（平成 30 (2018) 年度）」比 30% (32,000 t -CO₂) 削減が必要です。

2050 年カーボンニュートラルに向けた CO₂ 排出量削減のイメージ



● 令和 12 (2030) 年度の部門別二酸化炭素 (CO₂) 排出量の目安

(単位 : t -CO₂)

部門	【基準年度】 H25(2013) 年度排出量	【現況年度】 H30(2018) 年度排出量	【目標年度】R12(2030)年度		
			現状 すう勢	対策後 排出量	基準年度比
産業部門	5,168	6,957	7,010	5,985	15.8%
業務その他部門	83,364	55,722	56,147	40,077	▲51.9%
家庭部門	21,037	16,811	15,091	7,872	▲62.6%
運輸部門	25,060	23,012	21,832	17,652	▲29.6%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	6,923	5,620	5,978	4,804	▲30.6%
合計	141,552	108,122	106,058	76,391	▲46.0%

注：排出量は t 未満、増減率は小数点以下を四捨五入しているため、合計や率が合わないことがあります。

本計画では、以下の施策等を通じて CO₂ 排出削減を図るとともに、町民・事業者・町を訪れた人々といった多様な主体の環境保全活動への波及と相乗効果の発揮を図りつつ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

● 部門別主な施策と削減目標量

部門	主な施策	削減目標量 【R12(2030)年度】
産業・業務 その他部門	・ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進 （ごみ処理広域化によるごみ焼却施設の改変など） ・ わがまち特例の推進（再エネ設備に係る固定資産税減免）	1,876t-CO ₂
家庭部門	・ スマートエネルギー導入促進 (住宅用太陽光発電システム、定置用蓄電池導入促進)	335t-CO ₂
運輸部門	・ 次世代自動車（EV 等）の普及促進 ・ パーク＆サイクル、パーク＆ライド・MaaS 等の推進 ・ 環境保全を推進する優遇税制措置 (EV に係る軽自動車税減免)	389t-CO ₂
廃棄物分野	・ ごみの減量化・再利用の推進	816t-CO ₂
吸収源対策	・ 豊かな森林づくり（森林の保全・整備）	967t-CO ₂
全体	・ 地域循環共生圏づくりプラットフォーム*など	-

基本施策 1-2

気候変動への適応

施策の展開

① 気候変動適応策の推進

主な関連計画

- ・箱根町第3次都市計画マスターplan
- ・箱根町地域防災計画

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 国際社会では、令和3(2021)年のCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)において「グラスゴー気候合意」が採択され、「世界の平均気温の上昇(産業革命前比)を1.5℃に抑える努力を追求することを決意する」と明記されました。
- 同年、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とする第6次評価報告書を公表し、人間活動の気候システムへの影響がより明確になってきています。
- 本町においても地球温暖化をはじめとした気候変動の影響は顕在化しており、令和元(2019)年10月の台風第19号(東日本台風)では、日降水量が観測史上1位の値を更新する922mm、更に降り始めからの総雨量は1,000mmを超え、未曾有の大雨と大規模な土砂災害に見舞われました。
- 令和2(2020)年には、本町、小田原市、両議会、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で、気候変動を正しく理解し、何ができるか、何をすべきかを真剣に考え、行動を起こしていくとする「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」を行っています。

【課題】

- 今後、増大すると考えられる気候変動の影響による被害の回避・軽減に向けた対策の推進
- 気候変動の影響と適応に向けた普及啓発の推進

(2) 施策の展開

1-2-①	気候変動適応策の推進
<p>中長期的に避けることのできない地球温暖化を起因とする気候変動への適応策については、地球温暖化緩和策との両輪にて取り組み、人類や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響を及ぼす気象災害や健康被害の回避・軽減を図ります。</p>	
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 今後の頻発化・激甚化が懸念される気象災害への治山治水を考慮した砂防対策事業や土砂災害・洪水ハザードマップ等によるリスク情報の周知など、ハード・ソフト一体的な防災・減災対策の更なる推進● 神奈川県気候変動適応センター^{*1}等と連携した町民等に向けた暑熱による熱中症対策や蚊媒介感染症の予防情報等の発信など、気候変動適応策の普及推進

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) 防災出前講座等の実施回数	5回/年

*1：「神奈川県気候変動適応センター」県が平成 31(2019) 年に、地域における気候変動の影響や適応に関する情報の収集・提供等の拠点として、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとしての機能を県環境科学センターに位置づけたもの。

基本施策 1-3

循環型社会形成の推進

施策の展開

① 4Rの普及促進

② ごみ処理広域化等の推進

主な関連計画

- ・箱根町一般廃棄物処理基本計画
- ・箱根町分別収集計画
- ・第2次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 本町では、一般廃棄物処理基本計画や分別収集計画を策定し、ごみの減量化、資源化、適正処理を推進するとともに、平成18(2006)年度には「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設置し、ごみ処理施設の集約について検討を行っています。
- 本町のごみは、基幹産業である観光業による影響が大きく、事業系ごみが全体の約8割を占める中、平成29(2017)年度から、事業系一般廃棄物の収集体制の見直しと環境センター持込料金の改定を段階的に行い、事業者の協力のもと、事業系ごみの減量化と資源化を進めています。
- ごみ総排出量は、町民と事業者の環境意識の高まりや諸施策などによって漸減傾向にあり、平成22(2010)年度と令和元年度(2019)年度を比較すると、約15%減少しています。
- 令和元年台風第19号(東日本台風)では、年間のごみ総排出量を上回る大量の災害廃棄物(土砂混じりがれき)が発生し、これらの被災民有地からの撤去は早期に実施したものの、処理(資源化・最終処分)には約1年半を要しました。

【課題】

- 事業者との連携・協働による事業系一般廃棄物の減量化・資源化の更なる推進
- 不必要なワンウェイプラスチック*や過剰包装の発生回避と分別排出の徹底促進
- ごみ出しルールの徹底による野生鳥獣による荒らしの防止
- 緑豊かな本地域から排出される多くの剪定枝や森林整備に伴う間伐材などの資源化の推進

(2) 施策の展開

1-3-①

4R^{*1}の普及促進

町民生活や事業活動における4Rの取組を促進するとともに、食品ロスを含む生ごみの排出抑制、ワンウェイプラスチックの発生回避、また、観光立町として排出量の多い事業系一般廃棄物について多様な主体と連携・協働し、減量化・資源化を進めます。

主な取組

- 燃せるごみに混在する資源物の分別徹底による一般廃棄物の減量化・資源化の推進
- 3きり（使いきり、食べきり、水きり）の普及啓発や、家庭用及び事業用生ごみ処理機器の活用による生ごみの減量化や食品ロスの削減
- 「かながわプラごみゼロ宣言」と連携したワンウェイプラスチックの発生回避やプラスチックごみの減量化・資源化の推進
- 不用品交換情報（ゆずります・ゆずってください）の活用による町民相互のリユースの促進

1-3-②

ごみ処理広域化等の推進

環境負荷や老朽化に伴い増大するごみ処理施設の維持管理コストの軽減、また、人口減少社会の到来に伴うごみ排出量の減少を見据えつつ、将来にわたり一般廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制を確保するため、ごみ処理広域化を進めます。

主な取組

- 近隣自治体との連携によるごみ焼却施設の段階的な集約と共に合わせた剪定枝資源化の推進（＊関連：4-2-②）
- 今後、激甚化や頻繁化が懸念される自然災害によって生じる災害廃棄物処理対策の更なる推進

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) 一般廃棄物処理量	12,626 t
(2) 資源化率	12.0%
(3) ペットボトル水平リサイクル（ボトル to ボトル）量	30 t /年
(4) 剪定枝資源化量（資源化施設供用後）	700 t /年

*1：「4R」資源循環を推進するためのキーワードであり、「Refuse（発生回避：ごみとなるものの受け取りを断る）」、「Reduce（発生抑制：ごみとなるものを減らす）」、「Reuse（再利用：繰り返し使う）」、「Recycle（再資源化：資源として利用する）」の頭文字をとって「4R」と呼んでいるもの。

＜参考資料＞ごみの減量化・ごみ処理の広域化への取組みについて

① 生ごみの減量化への取組み（生ごみ処理機器購入費の補助）

町では、ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器を購入する方に購入費の一部を補助しています。

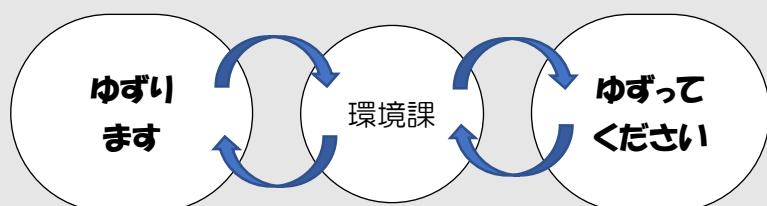
また、平成 29（2017）年 4 月から、業務用生ごみ処理機器購入費等の補助制度を新設しました。町では、ごみの減量化・資源化の推進を目指しておりますが、業務用生ごみ処理機器購入費等の補助制度を導入することで、事業系の生ごみの減量化を図ります。

補助対象機種	補助率	上限額
電気式生ごみ処理機	購入金額の 1/2 以内	30,000 円（1 基まで/世帯・事業所）
生ごみ堆肥化処理容器	購入金額の 1/2 以内	5,000 円/基（2 基まで/世帯・事業所）
業務用生ごみ処理機 (購入)	購入金額及び設置費用の 合計の 1/2 以内	1,000,000 円（1 台まで/事業所）
業務用生ごみ処理機 (リース)	リース期間中各年度のリース料 金の 1/2 以内（設置の日から 5 年間を限度）	リース期間中の補助金の合計が 1,000,000 円に達するまで (1 台まで/事業所)

② ゆずります・ゆずってください

町ではご家庭で不用になったもので、まだ十分に再利用できるものを有効活用するため、ゆずりたいもの、ゆずってほしいものの情報を募集し、その情報を提供しています。

登録できる不用品は家具類、電気製品、衣料品、書籍、スポーツレジャー用品、幼児用品、その他生活用品で、使用するにあたって修理が必要なもの、生き物、自動車等高価な品物は登録できません。



③ ごみ処理広域化への取組みについて

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町では、ごみ焼却施設の老朽化や最終処分場の確保難、リサイクルの推進とダイオキシン類対策などの環境保全対策などの共通課題に対応するため、平成 18（2006）年度に「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、ごみの広域的な処理について検討してきています。

近年、こうした課題への対応のほか、一層のごみの減量化・資源化、ごみ焼却による発電などの効率化によるCO₂削減、ごみ処理経費の縮減効果が期待されています。



基本目標2 恵み豊かな自然や資源を守り、育むまち

基本施策 2-1 恵み豊かで優れた自然の保全と利用

基本施策 2-2 自然との豊かなふれあいづくり

基本施策 2-3 個性豊かな地域資源の保存と活用

SDGs との関連



箱根火山による恵み豊かな自然環境と多彩な地域資源のもと、多くの人々がその恩恵を享受することのできる、健康で潤いのある持続可能なまちの実現を目指します。

なお、施策の展開にあたっては上記の SDGs のゴールの視点を取り入れて取組を推進します。

基本施策

基本施策
2-1

恵み豊かで優れた自然の保全と利用

自然公園法や都市計画法などに基づき、本町の豊かな自然環境を保全し、将来へと確実に継承するとともに、秩序ある適正な土地利用や資源利用に努めます。また、自然とのふれあいや体験を通じ、生物多様性がもたらす恵みについて学び、考える機会の充実を図ります。

基本施策
2-2

自然との豊かなふれあいづくり

箱根火山の息吹を伝える大涌谷を中心とした箱根ジオパークや多様な泉質を有する温泉など、本町の多彩な地域資源を生かし、人々が箱根の自然との豊かなふれあいを楽しめる場や機会の充実を図ります。

基本施策
2-3

個性豊かな地域資源の保存と活用

豊かな自然環境に育まれた歴史文化や人々の永続的な営みにより創出された文化財などの多様な地域資源について保存・活用を推進するとともに、次代への確実な継承を図ります。

基本施策 2-1

恵み豊かで優れた自然の保全と利用

施策の展開

- ① 自然環境・自然景観の保全
- ② 生物多様性の確保

主な関連計画

- ・富士箱根伊豆国立公園計画、生態系維持回復事業計画
- ・箱根町第3次都市計画マスタープラン、箱根町景観計画
- ・箱根町地下水保全計画

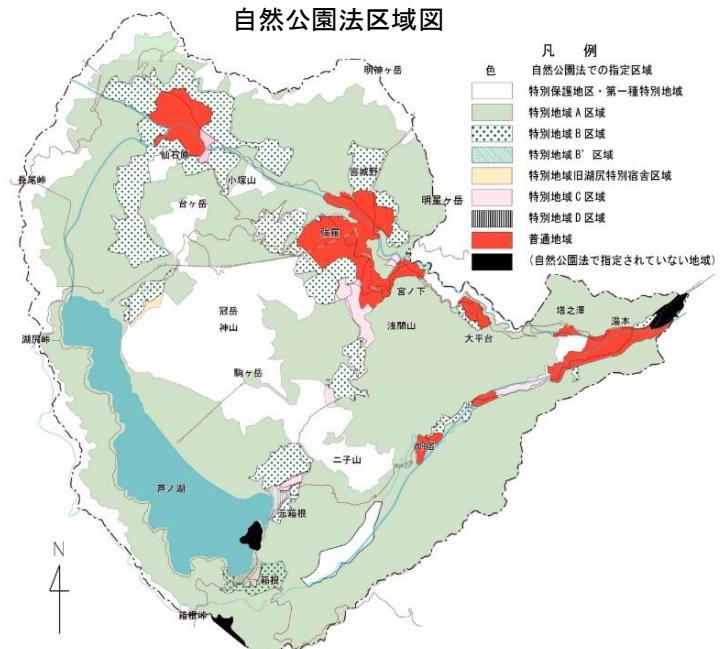
(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園（昭和11（1936）年2月1日指定）の区域内にあり、その約95%が自然公園法による地種区分の特別地域に指定され、古くから様々な開発行為などに対し、行為規制がかけられ、豊かな自然環境や美しい自然景観が守られています。
- 昭和46（1971）年には、町全域を都市計画区域に指定し、都市計画法に基づく適正な土地利用を行っています。
- 地勢的には、典型的な複式火山で複雑な地形を有し、箱根カルデラにほぼ一致する町域には、県内唯一の湿原である仙石原湿原をはじめ、多様な生物が生息・生育するなど、良好な生態系や生物多様性が引き継がれています。
- 100年以上にわたってニホンジカの生息が確認されていなかった本町において、近年、ニホンジカの活動が町内全域に拡大しており、仙石原湿原をはじめとした森林植生等への被害が深刻化しています。

【課題】

- 豊かな自然環境や生態系への更なる保全意識の醸成と生態系サービスの持続可能な活用
- 気候変動に伴う気温上昇や災害による自然環境や生物多様性への影響の軽減
- シカの食害や踏み荒らし、特定外来生物*やナラ枯れの拡大による生態系や生活環境などへの影響の軽減



(2) 施策の展開

2-1-①	<h3>自然環境・自然景観の保全</h3> <p>自然公園法をはじめとした国、県、町の法令や計画に基づき、国立公園である本町の豊かな自然環境の保全と秩序ある適正な土地利用を推進します。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 自然公園法、都市計画法、神奈川県土地利用調整条例、箱根町開発事業指導要綱などに基づく自然環境保全と開発規制誘導● 箱根町景観条例及び同計画に基づく自然景観の保全とこれと調和した良好な街なみ景観形成● 箱根トラスト（資源保全基金）の活用による優れた自然景観や歴史的文化遺産などの保全
2-1-②	<h3>生物多様性の確保</h3> <p>金時山、三国山、中央火口丘群のブナの原生林、二子山のハコネコメツツジ群落、須雲川流域のハコネサンショウウオ生息地など、固有種や貴重な動植物の厳正な保護を図るとともに、仙石原湿原をはじめとする森林植生等のニホンジカによる食害や踏み荒らし、侵略性の高い特定外来生物への対策を推進します。 また、自然との豊かなふれあい体験を通じ、自然環境や生物多様性の保全への意識醸成を促進します。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 生態系維持回復事業計画に基づく植生劣化対策としてのニホンジカの適切な捕獲・防除対策の展開による密度維持、特定外来生物の防除を含めた生物多様性の確保（＊関連：3-2-①）● 仙石原湿原保全計画に基づく火入れ、刈取りなどの適正管理による湿原及びすすき草原の景観保全● 水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全、CO₂吸収源など、多様な公益的機能を高度に發揮する森林づくりの推進（＊関連：1-1-①、3-1-①、3-1-③）● 被害木の伐採、立木くん蒸などの実施による病害虫の発生に伴うナラ枯れ被害の拡大防除

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) 景観まちづくり協力店の認定件数	30 件
(2) 資源保全基金の年間寄付金額	6,000 千円

基本施策 2-2

自然との豊かなふれあいづくり

施策の展開

- ① 箱根ジオパークの推進と自然とのふれあいの充実
- ② 温泉資源の保護・活用と健康づくりの促進

主な関連計画

- ・第2次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画
- ・芦之湯国民保養温泉地計画

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 本町には、豊かな自然環境やこの下に育まれた温泉、歴史文化などの数多くの地域資源があり、また、国立公園として、こうした自然との豊かなふれあいを通じて古くから国内外の多くの人々に親しまれてきました。
- 平成24（2012）年には、箱根ジオパークに認定され、他の地域資源と一緒にとなった地質的見どころのジオサイトや拠点施設である箱根ジオミュージアムの整備をはじめ、各サイトの特徴を生かした様々なツアーなどの開催と教育活動などが進められています。
- 町内には、箱根十七湯と呼ばれる豊富な温泉場を有し、国内有数の温泉地として古くから栄え、平成27（2015）年には、芦之湯温泉が温泉法に基づく国民保養温泉地として認定されました。

【課題】

- 地域資源の有効活用によるより魅力ある保養、休養、健康づくりの場としての展開
- 多様なライフスタイルなどにも対応した自然とのふれあいの充実
- 限りある温泉資源の保護と適正利用の推進

(2) 施策の展開

2-2-① 箱根ジオパークの推進と自然とのふれあいの充実

四季折々の豊かな自然環境や優れた自然景観を有し、首都圏から最も近く、国内外から多くの人々が集う国立公園、また、箱根火山が織りなす地質的な価値を有した箱根ジオパークとして、多彩な資源とのふれあいを楽しみ、学ぶことのできる機会の充実や地域づくりを進めます。

主な取組

- 箱根ジオパークを通じた地域資源への理解と保全意識の醸成
- 自然に親しむ運動など、本町の自然の魅力に触れる機会の充実による自然環境保全の普及啓発と適正利用の推進（＊関連：4-1-②）
- 緑豊かな森林に気軽にふれあう箱根路森林浴ウォークや自然を活用して未病の改善を図る森林セラピーなど、自然環境を生かした健康づくりの推進

2-2-② 温泉資源の保護・活用と健康づくりの促進

箱根火山の恵みである多様な泉質を誇る温泉資源の保護を図るとともに、古くからの湯治場や保養、休養の場としての機能に加え、背景となる豊かな自然環境との一体的な適正利用を図り、全国随一の入湯客の様々なニーズに対応した湯のまちづくりを進めます。

主な取組

- 神奈川県温泉保護対策要綱に基づく、温泉の新規掘削や揚湯量の制限などによる恒久的な温泉源の保護と適正利用の推進
- 温泉の保養、休養、健康増進といった効用と自然や歴史文化と調和した魅力ある地域づくりの推進
- 箱根地域の温泉需要に対応した町営温泉の長期安定供給の確保

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) 箱根ジオパークサポーター登録者数	100 人
(2) 箱根ジオパークの認知度	80.0%
(3) 箱根路森林ウォークの町民参加者数	150 人

基本施策 2-3

個性豊かな地域資源の保存と活用

施策の展開

- ① 自然環境と歴史文化の一体的保護
- ② 文化財と周辺環境の保存と活用

主な関連計画

- ・史跡箱根旧街道保存活用計画

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 豊かな自然環境の下に育まれた多様な歴史文化は、本町の重要な地域資源であり、自然環境や景観と一体となって町民生活に潤いを与えるとともに、本町の基幹産業である観光業を支えています。
- 本町には、箱根旧街道杉並木や箱根関跡などのように、自然と歴史文化が一体となった史跡をはじめ、伝統工芸の箱根寄木細工など、自然との共生の中で育まれた文化財が多く存在し、地域の人々によって継承されています。

【課題】

- 人口減少や高齢化などに伴う、地域における文化活動の低下や後継者の減少などに対応した文化財の保存と継承
- 近代化遺産などに関する調査や記録、町内外の人々への文化財やその周辺環境に関する情報発信や理解の醸成などの更なる推進

(2) 施策の展開

2-3-① 自然環境と歴史文化の一体的保護

本町は、天下の嶮(けん)と謳われる箱根の険しい山々を越える東海道の要衝として、街道沿いには関所が置かれ、宿場町として栄えるなど、自然環境の下に育まれた歴史文化が創出されており、これら的一体的な保護・活用を図るとともに、次代への継承を進めます。

主な取組

- 往時の風情を偲ぶ歴史的追体験と自然探勝の一体的な活用が図られている国指定史跡箱根旧街道などの保存整備（＊関連：3-2-②）
- 仙石原湿原植物群落や箱根神社のヒメシャラの純林など、希少な生態系を有する自然環境と天然記念物の一体的保護

2-3-② 文化財と周辺環境の保存と活用

本町に固有の歴史文化や人々の永続的な営みによって創出された文化財について、その価値を再認識して保存意識の高揚を図るとともに、その背景となる自然環境や景観と一体となった情報発信などにより活用を促進し、多彩な文化財の継承を進めます。

主な取組

- 町内に所在する数多くの指定・登録文化財や本町の歩みを刻む近代化遺産などの適正な保存・活用の推進
- 本町の貴重な財産となっている文化財とその周辺環境の一体的な普及啓発のための探訪会などの実施（＊関連：4-1-②）

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) 文化財ボランティア活動者数	100 人

参考資料 箱根トラスト制度と箱根ジオパークについて

① 箱根トラスト制度・資源保全基金

町では、平成元（1989）年度に広く住民・観光客・企業に対して理解と協力を求め、優れた自然景観や貴重な歴史的・文化的遺産の保全を図っていくことを目的として、「箱根トラスト制度」を創設するとともに、その具現化を図るための原資となる「箱根町資源保全基金」を設置しました。

国立公園内の特別地域・普通地域における重要な景勝地、あるいは歴史的・文化的に貴重な土地・建物を、寄付金をもとに、買い入れや借上げ契約などにより保全しているほか、仙石原湿原の森林化の防止や湿原としての生物多様性を維持していくための保全経費などとして活用しています。

② 箱根ジオパーク

箱根ジオパークは、箱根山を中心とした神奈川県西部の2市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市）で構成され、その箱根山のふもとに広がる2市3町は、首都圏からわずか90kmにもかかわらず豊かで美しい四季に彩られ、古くから地域文化・産業が栄えてきた地域です。

40万年以上に及ぶ箱根火山活動がもたらした自然を保全し、教育や観光などに生かしていく地域の活動が認められ、平成24（2012）年に日本ジオパークに認定されるなど、特色のある豊かな自然環境が継承されてきています。



町内には、大涌谷や芦ノ湖、仙石原、箱根温泉などの21のジオサイトと、箱根ジオミュージアムをはじめとした6つの拠点施設があります。



基本目標3 澄んだ空気と清らかな水に包まれ、 安全に暮らせるまち

基本施策 3-1 良好な大気・水環境の保全

基本施策 3-2 安全で快適な生活環境の確保

基本施策 3-3 観光美化の推進

SDGsとの関連



安全・快適に暮らすことのできるまちづくりは、町民生活や事業活動の基盤となるものであり、澄んだ空気と清らかな水を育む森林づくり、安全な歩行空間の確保と公共用済域の水質保全に向けた都市基盤整備、火山と共生するまちとして人命を最優先した安全対策、増加する野生鳥獣被害への対策、そして受け継がれてきた観光美化の推進などについて、多様な主体との連携・協働により継続して取り組んでいきます。

なお、施策の展開にあたっては上記の SDGs のゴールの視点を取り入れて取組を展開します。

基本施策

基本施策 3-1

良好な大気・水環境の保全

自然環境が育む澄んだ空気と清らかな水資源を永続的に享受できるよう、緑豊かな森林の保全と適正管理を進めるとともに、公共交通機関の利用促進などによる環境負荷の軽減、下水道整備による公共用済域の水質保全などを推進し、良好な大気・水循環*の確保を図ります。

基本施策 3-2

安全で快適な生活環境の確保

近年、増加する野生鳥獣被害に対して「箱根町鳥獣被害防止計画」などに基づき、地域や神奈川県猟友会箱根支部（以下「猟友会」という。）などをはじめとする多様な主体と連携した対策により、被害軽減に努めます。

また、山岳地形で狭い箇所が多い道路や豊かな自然とのふれあいができる多様なハイキングコースについては、適正な維持管理を行い安全な歩行空間の確保を図るほか、活火山を有する観光地であることの認識のもと、人命を最優先した安全対策を推進し、町民と本町を訪れる多くの人々にとって安全で快適なまちづくりを進めます。

基本施策 3-3

観光美化の推進

「観光美化推進都市宣言」の理念を引き続き具現化していくために、観光美化推進協会などを中心とした多様な主体との連携・協働による環境保全を進めるとともに、散乱ごみや不法投棄の未然防止などの対策を強化し、観光美化の推進を図ります。

基本施策 3-1

良好な大気・水環境の保全

施策の展開

- ① 良好な大気環境の保全
- ② 公共用海域の水質保全
- ③ 地下水や湧水の保全

主な関連計画

- ・箱根町公共下水道事業計画
- ・箱根町地下水保全計画

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 本町の生活環境における大気の状態は、県により常時監視測定されており、大気汚染物質については、人の健康保護と生活環境保全の観点で定められた環境基準を満たし、良好に保たれています。
- 芦ノ湖や早川などの公共用海域における水質保全は、生態系や流域の生活環境はもとより、景観的要素などからも極めて重要であり、高度経済成長を背景とした宿泊施設や観光客の急増に伴い、水質環境の悪化が進行した昭和40年代から対策を行ってきました。
- 昭和47(1972)年に早川が当時の公害対策基本法に基づく水質環境基準の「A」、昭和48(1973)年には芦ノ湖が最も厳しい「湖沼AA」に指定されたことなどを受け、同年に「第1号公共下水道(強羅処理区)」、昭和51(1976)年に「第2号公共下水道(仙石原処理区¹⁾」の整備に着手し、現在は約80%の面整備が完了して、公共下水道人口普及率は約55%となっています。
- 本町の地下水は、古くから湧水として親しまれ、町民はもとより観光客の受入れにも欠くことのできない生活用水²⁾をまかなく貴重な資源として、生活や事業活動と密接な関係にあります。

【課題】

- 住居地域などにおける悪臭の主たる要因であり、大気汚染や火災の危険を伴う屋外焼却(野焼き)の原則禁止の徹底
- 事業所・生活排水^{*}の適正処理の徹底と湯本地域を主体とした第3号公共下水道整備による早川・須雲川の更なる水質環境保全
- 多様な生態系を育み、上水道の多くをまかなく地下水を涵養する森林の適正管理
- 地下水の大量採取による水位低下や温泉資源への影響の回避

*1：当初は、芦ノ湖の水質保全を目的とし、県を事業主体とする「芦ノ湖周辺特定環境保全公共下水道事業」として着手したもの。

*2：家庭で使用される「家庭用水」と旅館・ホテル、飲食店などで使用される「都市活動用水」を併せて「生活用水」と呼んでいるもの。

(2) 施策の展開

3-1-①	<h3>良好な大気環境の保全</h3> <p>緑豊かな森林の保全や整備、環境負荷の少ない交通への転換などを促進し、良好な大気環境の保全を図ります。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 大気浄化、水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全、CO₂吸収源などの多様な公益的機能を高度に発揮する森林づくりの推進（＊関連：1-1-①、2-1-②、3-1-③）● 交通事業者や地域などと連携した公共交通機関利用、パーク＆ライド、パーク＆サイクル、MaaSなど、町内の回遊性向上と両立した環境負荷軽減策の推進（＊関連：1-1-①）
3-1-②	<h3>公共用水域の水質保全</h3> <p>公共下水道などによる生活・事業所排水の適正処理を進め、国立公園である本町の自然美を象徴する芦ノ湖、山々を刻む清流の早川や須雲川といった公共用水域の水質保全を図ります。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 第1号公共下水道（強羅処理区）及び第2号公共下水道（仙石原処理区）の未供用区域の整備と既存施設の長寿命化、供用区域における下水道接続の推進● 酒匂川流域下水道（箱根小田原幹線）整備に合わせた第3号公共下水道による湯本地域を主体とした早川・須雲川の水質保全と流域の生活環境保全の推進● 公共下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽*への転換促進による生活排水を起因とした公共用水域の水質汚濁防止● 水質汚濁防止法の水質測定計画に基づく、芦ノ湖や早川の定期的なモニタリング*の実施
3-1-③	<h3>地下水や湧水の保全</h3> <p>町民生活に直結した生活用水源であるとともに、重要な観光資源となっている地下水や湧水とこれを涵養する森林などを適正に保全・管理し、良質で安定的な地下水などの確保と持続可能な利用を図ります。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● かながわ水源環境保全・再生の取組と連携した間伐による針広混交林への誘導など、地下水を涵養する森林の適正かつ計画的な整備の推進（＊関連：1-1-①、2-1-②、3-1-①）● 箱根町地下水保全計画や箱根町開発事業指導要綱などに基づく保全対策による無秩序な地下水採取の防止● 繙続的なモニタリング調査による地下水や温泉の状態の適正な把握と情報共有による地下水保全意識の高揚促進

基本施策 3-2

安全で快適な生活環境の確保

施策の展開

- ① 野生鳥獣被害対策の推進
- ② 安全な歩行空間の整備
- ③ 火山との共生

主な関連計画

- ・箱根町鳥獣被害防止計画
- ・箱根町第3次都市計画マスターplan
- ・箱根町地域防災計画

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 近年における野生鳥獣被害は、イノシシやニホンジカによる畑などの農作物被害や庭園の芝生、庭木の損傷、地面の掘り返しなどが挙げられ、町への相談件数は年間200～250件ほどあり、被害エリアは町内全域に及んでいます。
- 町では、猟友会との連携による有害鳥獣の効率的な捕獲に努めているほか、平成26（2014）年に立ち上げた「箱根町有害鳥獣被害防止対策協議会」や「箱根町鳥獣被害対策実施隊」により、関係団体の協力体制のもと、野生鳥獣による生活被害対策を進めています。
- 本町における道路交通網は、国道1号、国道138号及び県道75号（湯河原箱根仙石原）の主要幹線道路からなる骨格道路網が形成され、これから分岐した町道が生活道路の役割を担っています。
- 近年は、「南足柄市と箱根町を連絡する道路（はこね金太郎ライン）」の開通や宮城野地区と強羅地区を結ぶ県道723号（関本小涌谷）の拡幅改良などが進む一方、山岳地形のため狭い道路が多い状況にあります。
- 箱根火山については、長らく噴火現象が確認されていなかったものの、平成27（2015）年に大涌谷を中心とした火山活動が活発化し、極めて小規模な噴火が発生しました。また、令和元年（2019）年にも活動が活発化し、大涌谷園地への立ち入りが規制されましたが、同年内に沈静化した上で同園地も再開し、今日に至ります。

【課題】

- 地域全体での被害を減らすための鳥獣を寄せ付けない環境づくり
- 猟友会員の高齢化などに伴う鳥獣被害対策の担い手の確保
- 複雑な山岳地形などにより、十分な幅員を有した道路整備が困難な中の安全な歩行空間の確保
- 噴火による危険が差し迫った場合の町民や観光客の迅速な避難誘導

(2) 施策の展開

3-2-①	野生鳥獣被害対策の推進
「箱根町鳥獣被害防止計画」や「鳥獣被害防止マニュアル」に基づき、町民や地域コミュニティ、猟友会をはじめとした多様な主体との連携・協働により、適正かつ総合的な鳥獣被害防止対策を進め、増加する鳥獣被害の軽減を図ります。	
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 鳥獣被害防止対策協議会、猟友会、鳥獣被害対策実施隊及び町の連携強化による効果的な鳥獣被害防止対策の推進（＊関連：2-1-②）● 広報はこね、回覧まちだより、メールマガジンなどを活用した鳥獣被害情報や捕獲実績の周知、「鳥獣被害防止マニュアル」の活用による自己防衛の促進などを通じた、町民や事業者の鳥獣被害防除意識の醸成● 鳥獣の人家付近への誘引防止のためのごみの適正分別・排出など、ごみ出しルールの順守徹底● 自治会などの地域コミュニティとの連携による、野生鳥獣が人の生活圏に依存しない環境づくりの促進
3-2-② 安全な歩行空間の整備	
町民の日常生活や観光客の歩行観光における安全な移動を確保する歩道や、快適な自然探勝や歴史探訪を支える各種ハイキングコースの整備を進めます。	
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 子どもや高齢者、観光客など誰もが、安全に通行することのできる歩行空間の形成推進● 天然記念物である仙石原湿原植物群落への影響に配慮しつつ、安全な回遊を確保する県道75号すすき草原歩道整備の推進● 豊かな自然環境とのふれあいや往時の風情を偲ぶことのできる各種ハイキングコースの安全で快適な利用のための維持管理の推進（＊関連：2-3-①）
3-2-③ 火山との共生	豊かな自然の恵みをもたらす箱根火山の活火山としての理解を深めるとともに、適切な安全対策による火山と共生したまちづくりを進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 箱根山火山防災協議会を中心とした多様な主体との連携による人命を最優先した安全対策の推進● 円滑かつ迅速な避難の実現に向けた「火山防災マップ」などの活用による町民や観光客への防災情報提供の推進● 火山の息吹を体感できる大涌谷園地、自然研究路等における火山ガス対策など安全対策の推進

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和13（2031）年度】
（1）有害鳥獣（イノシシ）捕獲数（三か年平均）	70頭

基本施策 3-3

観光美化の推進

施策の展開

① 観光美化活動の推進

② ごみのポイ捨て、不法投棄防止対策の推進

主な関連計画

—

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 本町では、昭和 45（1970）年に「観光美化推進都市宣言」と「観光美化憲章」を制定し、美しい箱根をよごさない、こわさない、育てるをキーワードに、自然と調和した観光美化の推進を図ってきました。
- 「観光美化推進都市宣言」の実践活動としては、自然・文化資源の保護と生活環境保全の普及啓発を行うための「観光美化パトロール隊（昭和 45（1970）年設置）」や自治会をはじめとする町内各種団体により構成された「観光美化推進協会（昭和 51（1976）年設置）」を中心に環境保全活動が展開され、今日まで継続されています。（＊関連：4-2）
- 観光美化の推進と生活環境保全との観点から、不法投棄ごみの監視を強化とともに、必要に応じて撤去を実施しています。
- 主要観光地帯を中心に「観光客専用ごみ箱」を設置し、観光客による散乱ごみの発生防止とごみの分別排出を推進しています。

【課題】

- 観光美化や生活環境保全の支障となる不法投棄などの更なる監視強化
- 人口減少社会を反映した地域における観光美化の担い手の確保
- 町を訪れた人々の協力によるごみの持ち帰りや過剰包装回避の促進

(2) 施策の展開

3-3-① 観光美化活動の推進

これまで受け継がれてきた「観光美化推進都市宣言」の理念のもと、町民総ぐるみでの環境保全の基盤となる「観光美化推進協会」や「観光美化パトロール隊」など、多様な主体との連携・協働により自然環境の保全と観光美化の推進に継続して取り組みます。

主な取組

- 観光美化推進協会などによる主要観光地帯、主要道路、公園などの清掃活動の推進（＊関連：4-2-①）
- 観光美化パトロール隊と連携した「ごみ持ち帰り運動」などの啓発活動を通じた美化保全意識の高揚促進（＊関連：4-2-①）
- 町民などへの自然環境保全と観光美化の習慣化を促進し、より美しい箱根の実現へ向けた美化思想の普及のための「美化大会」の継続実施（＊関連：4-1-①）
- 花いっぱい運動実践団体による花の植栽など、沿道美化の推進

3-3-② ごみのポイ捨て、不法投棄防止対策の推進

廃棄物処理法や箱根町をきれいにする条例に基づき、散乱ごみや不法投棄などの未然防止を図り、生活環境の保全と自然と調和した観光美化の推進を図ります。

主な取組

- ごみのポイ捨てや不法投棄を「しない」、「させない」環境づくりの推進
- 土地所有者や道路管理者などとの連携による環境保全上の必要に応じた不法投棄ごみ等の早期撤去の推進
- 地域の環境美化や景観保全の維持に向けた空き地などの環境保全対策の推進

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) 美化清掃活動団体数	35 団体
(2) 花いっぱい運動参加団体数	25 団体
(3) 不法投棄パトロール回数	30 回/年

① 箱根町観光美化推進都市宣言及び箱根町観光美化憲章

私たちの町は国立公園であり、それはいうまでもなく、国民全体のためのもので、かつその資源は、すべての住民が幸福に生きるための大切な資産でもあります。私たちは、明るく、美しい自然と、豊かな人文資源とによってはぐくまれた、私たちの町を愛します。そして、ますます公徳心を養い箱根を訪れる人々は、それぞの楽しさを忘れず、次に訪れる人々のために快適な環境を保つ心が必要あります。

ここに箱根町は、広く国民のあこがれの地となり、更に国際的役割を果し、合わせて住民の恒久的繁栄を願い、箱根を大切に美しくするために、自然に調和する観光美化推進都市とすることを宣言します。

昭和 45 年 3 月 18 日 制定

美しい箱根を、 よごさないようにしましょう。

美しい箱根を、 こわさないようにしましょう。

美しい箱根を、 育てるようにつとめましょう。

昭和 45 年 3 月 18 日 制定

② 観光美化・自然愛護標語、作文、ポスターコンクール

町では、昭和 45 (1970) 年から毎年、観光美化・自然愛護標語、作文、ポスターコンクールを実施し、令和 3 (2021) 年で 52 回目を迎えてます。毎年、多くの児童・生徒から箱根の自然や環境への思いが作品として応募されてきています。

令和 3 年度観光美化・自然愛護優秀作品

はこねまち
しぜんとともに いきるまち
みみをすませば ほーほけきょ

標語



ポスター

基本目標4 箱根の環境に学び、みんなで行動するまち

基本施策 4-1 環境学習の推進

基本施策 4-2 協働による取組の推進

SDGs との関連



本町の豊かな自然環境や固有の歴史文化とのふれあいを深めながら、地域や地球環境への配慮意識を高めるとともに、多様な主体の参加によるパートナーシップのもと、環境の保全及び創造に向けて行動し、環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めています。

なお、施策の展開にあたっては、上記の SDGs のゴールの視点を取り入れて取組を展開します。

基本施策

基本施策 4-1

環境学習の推進

次代の担い手となる子ども達をはじめとした多様な主体に対し、本町の多彩な地域資源等を生かした環境学習機会の充実を図り、環境の保全と創造へ向けた意識の向上と主体的な行動を促進します。

基本施策 4-2

協働による取組の推進

今日の複雑化・多様化する環境問題に対し、町民・事業者・町を訪れた人々・町といった多様な主体の連携・協働による環境保全活動を促進するとともに、SDGs の実践や地域循環共生圏の構築に向けた取組を進め、自然と共生した環境にやさしい持続可能な地域社会の実現を図ります。

基本施策 4-1

環境学習の推進

施策の展開

① 学校教育における環境学習の推進

② 地域学習等を通じた環境配慮意識の醸成と行動の促進

主な関連計画

・箱根町教育方針

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 本町では、「箱根を愛し（箱育）かしこく（知育）やさしく（德育）たくましく（体育）」を合言葉とし、各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組んでいます。
- 小・中学校においては、学習指導要領に基づき、太陽光発電、環境センター（ごみ処理施設）見学、火山学習、地球温暖化、消費生活が環境に与える影響など、多岐にわたる環境学習を開拓しています。
- 町教育委員会では、環境学習推進事業において、植物の栽培や早川河川等の水質検査を通じ、明るい学校環境づくりと児童・生徒の環境問題への意識の向上を図っています。
- 本町には、箱根ジオパークの拠点施設である「箱根ジオミュージアム」、県内唯一の湿原を有する「箱根湿生花園」、完全復元された「箱根関所」、様々な芸術性を持った美術館など、地域資源と一体となった公営・民営の観光施設が数多く存在し、町民や町を訪れる人々に多様な学習や体験の場を提供しています。
- 公民館学習・文化事業における「HAKONE 大学」では、本町の豊かな自然、歴史文化、観光資源などの様々な分野を「学習の場」と位置づけ、町民の地域学習への意欲の高揚と自然・歴史・文化などに根差した「箱根人」の育成を図っています。

【課題】

- 学校教育における、様々な分野の学習や活動と密接に関連する環境学習の特性を生かし、教科等横断的な学習の充実や、主体的・対話的で深い学びの更なる実践
- 幅広い年代の人々に向けた環境学習機会の更なる充実と参加の促進

(2) 施策の展開

4-1-①	学校教育における環境学習の推進
先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根を愛し、貢献できる人を育む「箱根教育」を推進していく中で、学校教育における環境学習の更なる推進を図り、環境についても自ら考え、行動できる人材の育成を進めます。	

主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 「箱根教育」の理念のもと、本町の自然、歴史、文化、国際観光地としての特色などを生かした地域学習を通して、箱根を愛し、貢献できる人材の育成● 小・中学校における、環境学習の教科等横断的かつ主体的・対話的な深い学びの実践を通じた、自分達の住む地域の環境を守る主体的な行動が地球規模の環境保全につながる意識の醸成● 児童・生徒の観光美化・自然愛護への関心を高めるとともに、広く町民や観光客に美化思想の普及啓発を図る「観光美化・自然愛護標語、作文、ポスターコンクール」の継続実施（＊関連：3-3-①）
------	--

4-1-②	地域学習等を通じた環境配慮意識の醸成と行動の促進
様々な地域学習等を通じ、多様な主体による本町の環境を思いやり、将来にわたる環境の保全と創造に向けた能動的な行動を促進します。	

主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 幅広い年代の人々を対象とし、町をより広く・深く知る地域学習機会を提供するHAKONE大学などを通じた環境配慮意識の醸成と行動の促進● 環境に配慮したライフスタイルを宣言して実践に繋げるマイアジェンダ等を通じた町民等一人ひとりの環境配慮意識の向上と行動変容の促進（＊関連：1-1-②）● 自然探勝や歴史探訪など、本町の地域資源に触れる機会の充実による自然環境保全意識の向上と行動の促進（＊関連：2-2-①、2-3-②）
------	--

(3) 環境指標

環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) HAKONE 大学講座回数	7 回/年

基本施策 4-2

協働による取組の推進

施策の展開

① 多様な主体の協働による環境保全活動の推進

② 地域循環共生圏の構築などに向けた取組の推進

主な関連計画

- ・箱根町一般廃棄物処理基本計画
- ・第2次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画
- ・箱根町第3次都市計画マスタープラン

(1) 環境の現状と課題

【現状】

- 私たちの行動と環境は、相互に影響を与え合っており、地球温暖化と気候変動への対応、健全な資源の循環、自然環境と生物多様性の保全、良好な生活環境の確保などは、誰にとっても無関係でなく、あらゆる主体が取り組まなければならない重要な課題となっています。
- 環境を取り巻く様々な状況の変化により、複雑化・多様化する地域や地球環境問題に対しては、町民・事業者・町を訪れた人々・町といった多様な主体の連携・協働による環境保全活動が不可欠となっています。
- 本町では、平成21(2009)年に自治体運営の基本的ルールとなる「箱根町自治基本条例」を施行し、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に補完して協働でまちづくりを進めています。
- 町内においては、自治会等の各種団体により構成された「観光美化推進協会」や「観光美化パトロール隊」による環境保全活動をはじめ、町内で最も規模の大きな仙石原公園内「憩いの森」の地域活動団体による自主管理のほか、各地区の都市公園等の老人会や女性会等による清掃活動などが、今まで継続されています。 (*関連:3-3)

【課題】

- 多様な主体による連携・協働と適切な役割分担による環境保全活動の更なる推進
- 人口減少社会を反映した地域における環境保全活動の担い手の確保(*関連:3-3)

(2) 施策の展開

4-2-① 多様な主体の協働による環境保全活動の推進

自然豊かで良好な環境の保全とより良い環境の創造に向け、多様な主体の参加によるパートナーシップのもと、相互に協力して補完し合いながら環境保全活動を進め、人と自然が共生した環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めます。

主な取組

- 環境省等との連携・協働による国立公園の保護と利用をはじめとした環境の保全と創造に向けた取組の推進
- 箱根 DMO（箱根町観光協会）や町内事業者との連携強化による脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組の推進
- 観光美化推進協会などによる主要観光地帯、主要道路、公園などの清掃活動の継続実施（＊関連：3-3-①）
- 観光美化パトロール隊と連携した「ごみ持ち帰り運動」などの啓発活動を通じた、観光客の環境保全活動への参加促進（＊関連：3-3-①）

4-2-② 地域循環共生圏の構築などに向けた取組の推進

豊かな自然環境、優れた自然景観、多彩な温泉や歴史文化といった本町に固有の地域資源を最大限に活用しつつ、次代へと確実に継承することで、生態系サービスを中心国内外からの多くの来訪者のニーズに応えるとともに、脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組、地域におけるSDGsの実践形態である地域循環共生圏の構築などについて、多様な主体との連携・協働により進め、地域における環境・社会・経済の統合的向上を図りながら、人と自然が共生した環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進します。

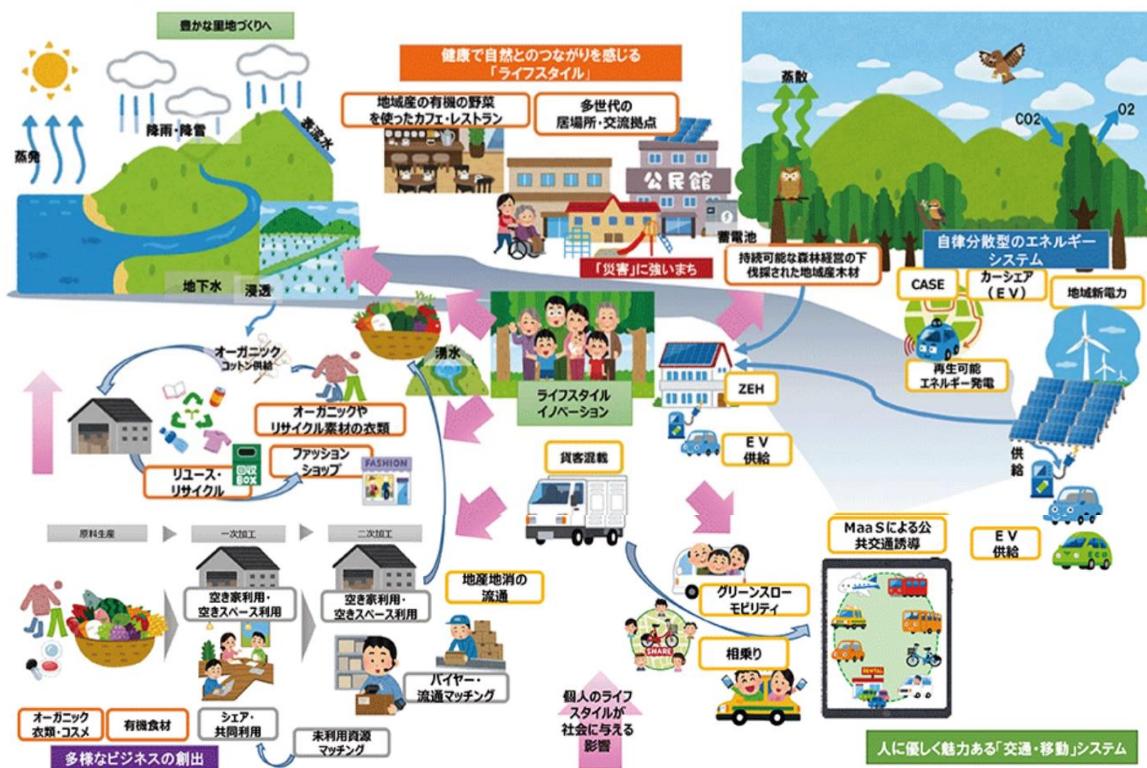
主な取組

- 多様な主体の参画による「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」などによる脱炭素で活力のある持続可能なまちづくりの推進
- 近隣自治体との連携によるごみ焼却施設の段階的な集約による廃棄物の持続可能な適正処理と剪定枝の更なる資源化等による循環型社会の形成推進（＊関連：1-3-②）
- 地域の担い手が主体となった「仙石原まちづくりプラットフォーム」など、地域における良好な環境や価値の最大化を図るエリアマネジメントの推進

(3) 環境指標

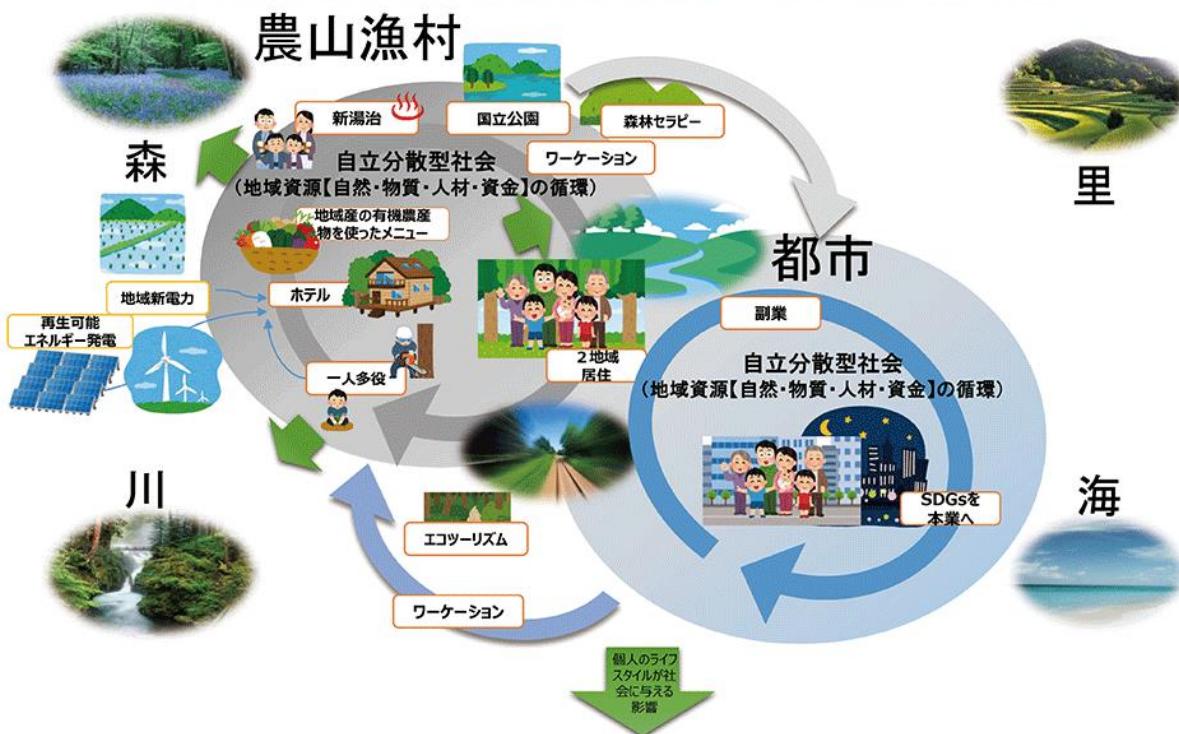
環境指標	将来目標値（KPI） 【令和 13（2031）年度】
(1) 森のふれあい館（国立公園の環境学習拠点）入館者数	18,000 人

ライフスタイルイノベーションが促す地域循環共生圏（衣食住編）



資料：環境省

ライフスタイルイノベーションが促す地域循環共生圏（ワーキング・余暇・レジャー編）



資料：環境省

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進に向けて

本町が目指す環境像である「自然の恵みを未来へつなぐ 環境にやさしい緑と水と湯のまち 箱根」を実現するためには、町の率先的な取組はもとより、町民・事業者・町を訪れた人々といった多様な主体の理解と協力が不可欠です。

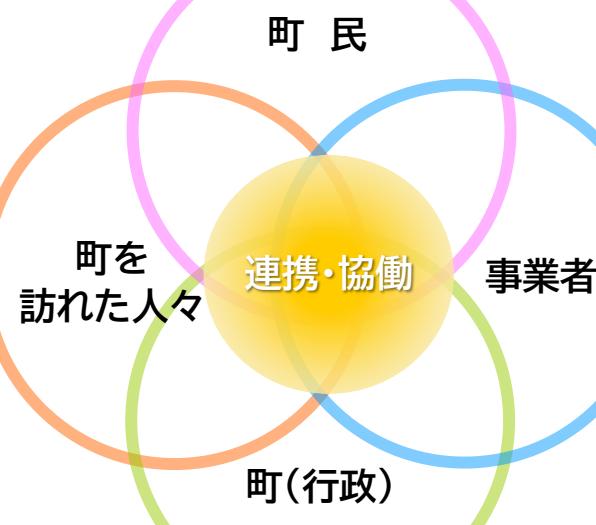
そのため、本計画の推進にあたっては、町民・事業者・町を訪れた人々・町のそれが推進主体となり、緑豊かで清らかな水や温泉に包まれた良好な環境の保全と、より良い環境の創造に向け、各々の役割に応じた意識と行動の変容を図りつつ、環境保全活動を進めるとともに、それぞれの立場を相互に尊重し合いながら、連携・協働していくことが重要です。

なお、箱根町環境基本条例では、町の良好な環境の保全等に対する各主体の責務を明らかにしています。

各主体の責務と連携・協働

《条例第4条》

- ・町民は、良好な環境の保全に関する認識を深め、自らの日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。
- ・町民は、町が実施する環境の保全等に関する施策に、積極的に協力するものとする。



《条例第6条》

- ・観光客その他の町を訪れた者は、町が実施する環境の保全等に関する施策に、積極的に協力するものとする。

《条例第5条》

- ・事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に、積極的に協力するものとする。

《条例第3条》

- ・町は、環境の保全等に関する基本理念にのっとり、町民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 計画推進体制と進行管理

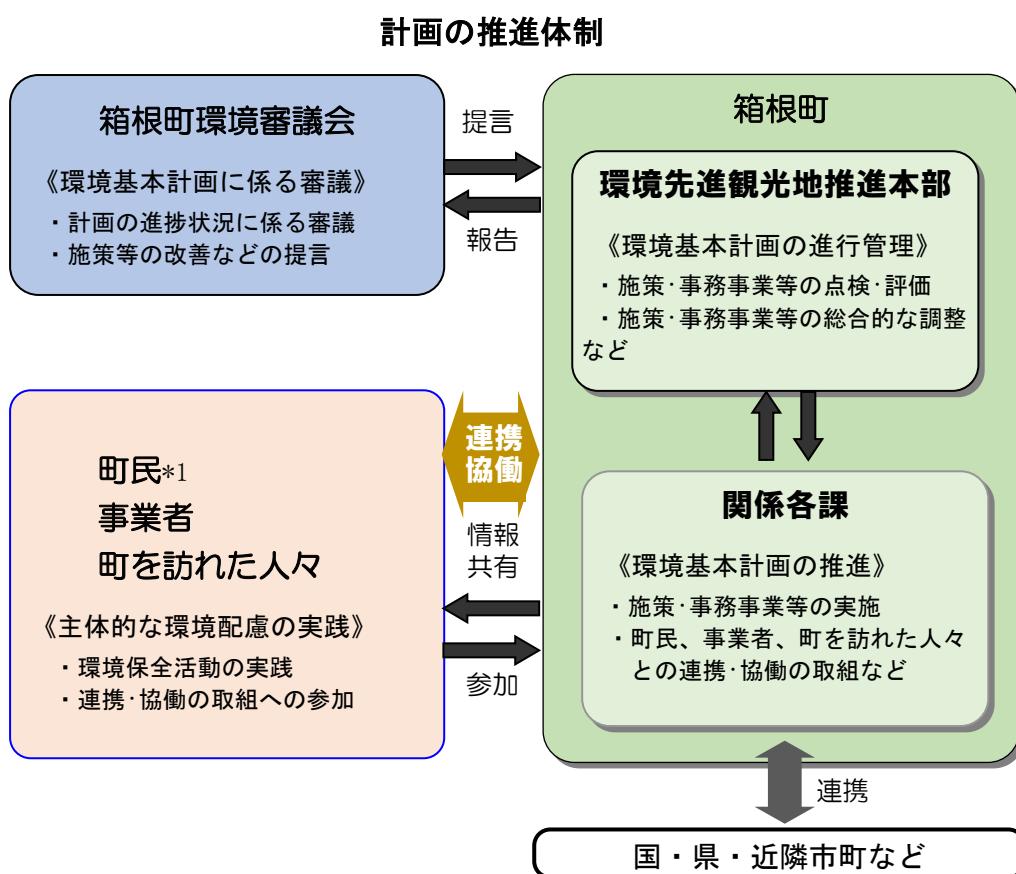
(1) 推進体制

本町の環境を取巻く様々な課題に直面する中、目指す環境像の実現に向け、町民・事業者・町を訪れた人々・町が、それぞれの役割を認識し、これまで以上に主体的な環境に配慮した行動を実践することが重要です。

町においては、関係各課にて各種施策等を実施して計画を推進するとともに、施策等の点検・評価や総合的な調整などを目的とした庁内会議（環境先進観光地推進本部）において、脱炭素社会の実現と循環型社会の形成に向けた取組や自然環境の保全を中心に、本計画の進行管理を行います。

また、学識経験者等で構成する箱根町環境審議会に計画の進捗状況を年次報告し、審議会による審議を経て、ホームページ等にて公表し、町民・事業者・町を訪れた人々といった多様な主体との情報共有と、更なる環境保全活動や連携・協働による取組を進め、環境の保全と創造を図ります。

なお、広域的な取組を必要とする施策については、国や県に対して要望を行うとともに、国、県、近隣市町との連携を図ります。

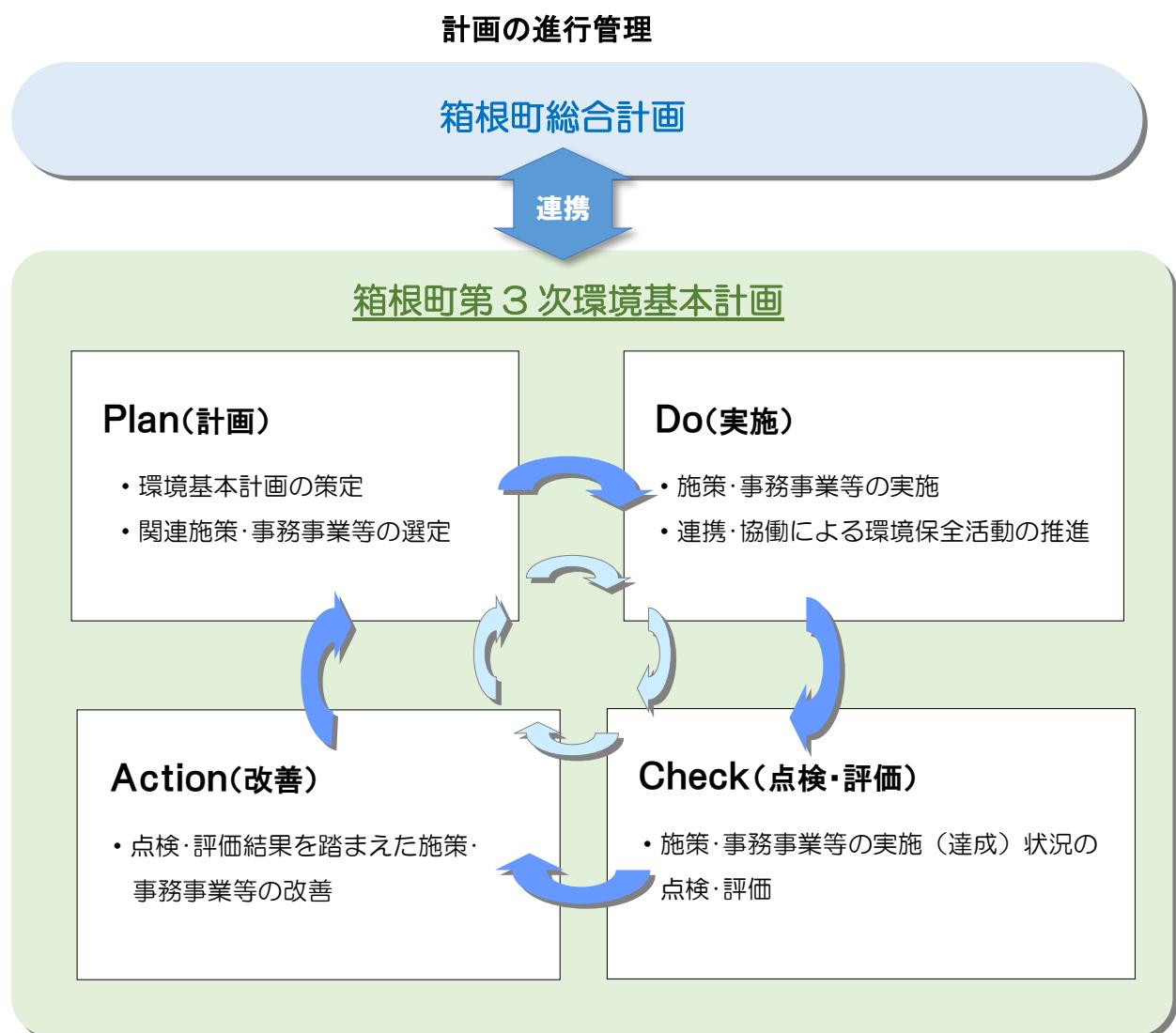


*1：「町民」住民、町内に別荘を有する者、町内で働く者、学ぶ者、活動するものなど。
(箱根町自治基本条例第3条)

(2) 進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定、施策・事務事業等の実施、実施状況の点検・評価、点検・評価結果を踏まえた改善の4つのステップ（PDCAサイクル）にて進めます。

また、本計画に掲げる重点的な取組などについては、環境指標（将来目標値：KPI）等を定め、上位計画である総合計画との緊密な連携のもと、計画の円滑かつ着実な推進を図っていきます。







資料編

- 1 箱根町環境基本条例
- 2 第3次環境基本計画の策定経過
- 3 箱根町環境審議会委員名簿
- 4 諒問・答申
- 5 温室効果ガス(CO₂)排出量の推計
- 6 用語集

1 箱根町環境基本条例

平成 11 年 12 月 27 日
条例第 23 号

(前文)

わたくしたちのまち箱根は、富士を映し出す明鏡芦ノ湖や豊かな温泉、古くから東海道の要衝であった箱根関所をはじめとする歴史的文化遺産に恵まれ、国内有数の観光地として内外の多くの人たちの潤いの場となっていました。

わたくしたちは、この恵み豊かな環境を誇りに思うとともに、人と自然とが共生している町の豊かな環境を守り育て、将来の世代のあらゆる人びとのために確実に継承するように努めなければなりません。

このような認識のもと、この恵まれた素晴らしい環境を損なうことなく環境の保全に積極的に取り組み、緑と温泉に育まれた住みよい豊かなまちとして、持続的に発展することのできる箱根を実現させるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)に関する政策の基本的な事項を定め、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人びとの共有の財産である自然環境の保全に貢献することを目的とする。

(基本理念)

第2条 町の環境保全等に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- (2) 町、町民、事業者及び町を訪れた者は、人と自然とが共生した町の良好な環境を維持するため、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- (3) 町の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- (4) 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ適確に対応できるよう総合的に実施されるべきものであること。

(行政の責務)

第3条 町は、環境の保全等に関する基本理念にのっとり、町民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、良好な環境の保全に関する認識を深め、自らの日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 町民は、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(町を訪れた者の責務)

第6条 観光客その他の町を訪れた者は、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(基本施策)

第7条 町は、環境の保全等に関する基本理念の実現を図るために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 町民の健康が保護され及び生活環境が保全されるよう水質汚濁、騒音その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するための必要な措置を講ずること。
- (2) 森林、河川、湖沼及びそこに生息する多様な生物を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる環境を整備すること。
- (3) 自然的・社会的条件に応じた良好な景観及び歴史のなかで育まれた貴重な文化的・遺産を保全すること。
- (4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (5) 町民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、前項に規定する環境基本計画を策定する場合においては、箱根町環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境調査)

第9条 町長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため必要な調査を行うものとする。

(活動への支援)

第10条 町は、町民、事業者及び町を訪れた者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するため環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(環境審議会)

第11条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、箱根町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、環境の保全等に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(国等への措置要)

第12条 町長は、環境の保全等に関し、国又は他の地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策の必要があると認めるものについては、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 第3次環境基本計画の策定経過

年月日	環境審議会等	第3次環境基本計画策定に係る検討内容等
令和2年		
12月11日	第1回環境審議会	第3次箱根町環境基本計画策定について（諮問） 次期計画の策定概要及びスケジュールについて 町民等アンケートについて
令和3年		
1月21日～2月8日	環境に関するアンケート	町民アンケート（18歳以上の町民：1,000人） 事業者アンケート（町内で事業活動を行っている事業者：114事業者）
1月25日～2月7日	箱根町町政モニター第4回アンケート	箱根町町政モニター46人
3月29日	第2回環境審議会	第2次環境基本計画に係る基本施策の達成状況について 町民アンケート及び町政モニターの結果について 目指す環境像、基本施策と取組の方向性について
5月21日	第3回環境審議会	計画の構成、目指す環境像、基本施策と取組の方向性について 計画骨子案について
10月7日	第4回環境審議会	計画素案（その1）について 今後の策定スケジュールについて
12月16日	第5回環境審議会	計画素案（その2）について
令和4年		
2月8日	第6回環境審議会（書面開催）	計画素案（その3）について
2月15日～3月14日	パブリック・コメント	
3月17日	第7回環境審議会	パブリック・コメント結果の報告 第3次箱根町環境基本計画策定について（答申）

3 箱根町環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役職名	氏 名	選任区分
会長	川瀬 博	学識経験者 (神奈川大学法学研究所客員研究員・前神奈川大学法学部特任教授)
委員	千葉 康人	学識経験者 (環境省関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理事務所長)
委員	人見 孝	学識経験者 (神奈川県県西地域県政総合センター環境部長)
副会長	小菅 元樹	町民代表 (箱根町自治会連絡協議会長)
委員	原田 陽一郎	箱根町教育委員会(箱根町校長会) (箱根町立仙石原小学校長)
委員	鈴木 和男	小田原箱根商工会議所箱根支部 (同商工会議所気候変動タスクフォース)
委員	牧野 泰彦	公募町民

4 質問・答申

(1) 質問書

箱環第87号

令和2年12月11日

箱根町環境審議会

会長 川瀬 博 様

箱根町長 勝俣 浩行

箱根町第3次環境基本計画の策定について（質問）

箱根町環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本町の環境の保全等に関する基本的な計画となる「箱根町第3次環境基本計画の策定」について質問します。

(2) 答申書

令和4年3月17日

箱根町長 勝俣 浩行 様

箱根町環境審議会

会長 川瀬 博

箱根町第3次環境基本計画の策定について（答申）

令和2年12月11日付け箱環第87号において質問がありました「箱根町第3次環境基本計画の策定」について、幅広い見地から慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

1 答申

箱根町第3次環境基本計画案については、これまで箱根町が推進してきた「環境先進観光地」の取組を踏まえつつ、天与の豊かな自然環境の保全と、脱炭素で健全に資源が循環する持続可能な地域社会の形成が図られることを念頭に審議を進めてきました。

こうした中、本計画案における環境像は、「自然の恵みを未来へつなぐ 環境にやさしい緑と水と湯のまち 箱根」とし、この実現に向け、地球環境、自然環境、生活環境、環境保全活動といった各環境分野の基本目標を定め、各々の取組を計画的に推進することを期する内容となっています。

特に、現在の世界的な気候変動対策としての「脱炭素」の潮流を鑑み、本計画案に「地球温暖化対策実行計画」を包含することで、脱炭素社会の実現に向けた取組を、計画的かつ効果的に推進する必要があることを明記しています。

については、本答申をもとに第3次環境基本計画を策定されるとともに、次に附した意見に留意のうえ、今後、本計画の適切かつ円滑な進行に努められ、国内外の多くの人々から愛され続

ける箱根町のかけがえのない良好な環境の保全とより良い環境の創造が図られるようお願いいたします。

2 附帯意見

(1) 環境保全等に係る基本理念の維持増進について

箱根町においては、「観光美化推進都市宣言」や「環境観光都市宣言」等を制定し、環境保全等に係る基本理念を明確にするとともに、これを町民等と共有しながら、今日まで環境保全活動に取り組んできた経緯があります。

今後においても、この受け継がれてきた環境保全等の基本理念と環境保全活動を維持増進し、箱根町の根幹となる豊かな自然環境の保全と適正利用に努め、本計画案に明記した環境像の実現と環境先進観光地の発展へ向け、町が一丸となって邁進されることを期待します。

(2) 脱炭素社会の実現と循環型社会の形成に向けた取組の推進について

現在、私たちが直面する気候変動は、誰もが無関係でなく、箱根町においても未曾有の大雪と大規模な土砂災害に見舞われた令和元年台風第19号のような自然災害が、今後、頻発化・激甚化することが懸念されており、正に気候危機と言える状況にあることから、次のとおり鋭意取り組まれることを期待します。

ア 気候変動への対策としての脱炭素社会の実現に向けた取組については、本計画案に示した施策や取組を着実に実行し、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明も視野に、区域からの温室効果ガスの削減を図ること。

イ 循環型社会の形成については、観光立町の特性として事業系ごみの排出が際立って多い状況の中、廃プラスチックや食品ロス等の問題解決をはじめ、一般廃棄物の更なる資源化とごみ処理広域化を含めた持続可能な適正処理に向け、より一層の対策の推進を図ること。

(3) 計画の推進について

本計画の推進に関し、国際観光地である箱根町においては、町による率先的な取組はもとより、町民・事業者・町を訪れた人々といった多様な主体の理解と協力が、極めて重要なことから、次のとおり取り組まれることを期待します。

ア 多様な主体の連携・協働のもとに、地域におけるSDGsの実践形態である「地域循環共生圏」の構築も視野に、各々の役割に応じた意識と行動の変容を図りながら環境保全活動を進めること。

イ 適切かつ円滑な進行管理のもと、本計画の進捗状況を環境先進観光地推進本部や環境審議会へ報告し、また、広く町民等へ周知することで、箱根町の更なる環境の保全と創造を図ること。

5 温室効果ガス(CO₂)排出量の推計

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガス及び部門・分野は、燃料の使用や他人から供給された電気・熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂（産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門）及び廃棄物の焼却処分や廃棄物の原燃料使用等に係る非エネルギー起源CO₂（廃棄物分野）とします。また、温室効果ガスの吸収等に関する対策として、森林吸収源対策による吸収量も対象とします。

区分		説明
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 (自家用自動車からの排出は、運輸部門(自動車)に含まれます。)
	運輸部門	自動車(貨物・旅客)、鉄道、船舶における消費に伴う排出
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物分野	一般廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出
森林吸収源		森林計画対象林の森林経営面積

(出所：環境省 HP 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)令和3年3月：引用)

表1 計画の対象とする部門・分野

(2) 温室効果ガス排出量の推計方法

町の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 ver.1 (環境省：令和3年3月)」に基づき推計しています。

区分		算出方法
エネルギー起源CO ₂	産業部門	都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を製品出荷額等又は従業者数で按分
	業務その他部門	都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を従業者数で按分
	家庭部門	都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を世帯数で按分
	運輸部門	総合エネルギー統計から車種別保有台数で按分
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物分野	化石燃料由来のごみ(プラスチックごみ及び合成繊維)の量に対して排出係数を乗じる
森林吸収源		森林経営面積に吸収係数を乗じる

(出所：環境省 HP 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)令和3年3月：引用)

表2 温室効果ガス排出量の推計手法

(3) 削減目標の設定

温室効果ガス排出削減目標は、国の地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月閣議決定）に掲げられた削減目標を基準に設定を行っています。また、その達成に向けた目安として部門別の削減量・削減率を算出しています。

部門別の削減量・削減率については、箱根町地球温暖化対策実行計画（平成29（2017）年策定、以下「現実行計画」という。）における「環境先進観光地」の取り組みを継続しつつも、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた国の方針に沿って、省エネの徹底、再生可能エネルギーの最大限の活用を基本に、これらの対策が実施された場合として、基準年度平成25（2013）年度及び現状年度平成30（2018）年度のCO₂排出量を推計して行っています。

推計に際しては、現状から特段の対策を行わない場合における令和12（2030）年度の排出量（現状すう勢）と、現状で考えられる対策や取り組みが実施された場合の排出量と削減量を算出して行っています。

① 現状すう勢（Bau）の排出量の試算

現状すう勢の検討にあたっては、現実行計画では、家庭部門、廃棄物分野は町独自の推計活動量を用い、産業部門、業務その他部門、運輸部門は神奈川県の温室効果ガスの将来推計値との排出割合を用いて推計していました。なお、神奈川県地球温暖化対策計画が改定中であるため、現状すう勢のCO₂排出量推計は、現実行計画で用いた方法を踏まえつつ、以下の視点で行っています。

- 町内からの現状すう勢による目標年度令和12（2030）年度のCO₂排出量は、目標年度における町将来活動量と現状年度における活動量の増減率に基づき現状年度の排出量から推計
- 各部門の推計に際して

家庭部門	家庭部門について、活動量を人口で設定し、将来人口（見込み）と現状年の人口との増減率で設定
業務その他部門	本町の業務その他部門は観光関連業務が主体であるため、業務活動が入込観光客数に密接に関連するとして、現状すう勢の排出量は、将来入込観光客数と現状年度の入込観光客数の増減率に応じて増減するとして設定
産業部門	本町の産業部門も観光に関連した事業活動が多いことから、業務その他部門の活動量である入込観光客数の伸び率を用いて設定
運輸部門	本町の運輸部門の排出量は、自動車による排出量が約97%を占めているため、運輸部門の活動量を自動車保有台数の増減割合で設定
一般廃棄物分野	一般廃棄物分野からの排出量の活動量として焼却処理量を用い設定。将来焼却処理量は「一般廃棄物処理基本計画」における現状すう勢の焼却処理量が2030年度も同じとして設定

現状から特段の対策を行わない場合(現状すう勢)での令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量の推計結果は 106,156t-CO₂となり、平成 25(2013)年度比 25.0%減少することが見込まれます。また、平成 30 (2018) 年度比では▲1.8%と、ほぼ同じ排出量となることが見込まれます。

部門	【基準年度】		【目標年度】		
	H25(2013) 年度	H30(2018) 年度	R12(2030)年度 (現状すう勢ケース)		
	CO ₂ 排出量 (t -CO ₂)	CO ₂ 排出量 (t -CO ₂)	CO ₂ 排出量 (t -CO ₂)	基準年 度比	現状年 度比
産業部門	5,168	6,957	7,010	35.6%	0.8%
業務その他部門	83,364	55,722	56,147	▲32.6%	0.8%
家庭部門	21,037	16,811	15,091	▲28.3%	▲10.2%
運輸部門	25,060	23,012	21,930	▲12.5%	▲4.7%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	6,923	5,620	5,978	▲13.7%	▲6.4%
合計	141,552	108,122	106,156	▲25.0%	▲1.8%

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値や比率等にずれが生じていることがあります。

注：CO₂排出量は、環境省の地方公共団体実行計画策定支援サイト「自治体排出量カルテ」より

表 3 箱根町の将来推計（現状すう勢）

②削減可能量の推計

脱炭素社会の実現に向けて、「環境先進観光地」としての取組 (EV タウンプロジェクトやパーク＆ライド・パーク＆サイクル・MaaS などの促進、森林の整備など) をはじめ、町として啓発・普及等の対象 (省エネ行動の徹底や再エネ電力の活用、スマートエネルギーや次世代自動車の導入など) に繋がる取組の率先的な展開を図りつつ、各主体への普及促進を図っていくこととして、部門別に試算を行い、部門別の削減可能量を推計しています。

なお、国内の技術革新等に伴う設備・機器の高効率化や再エネ電力を含む再生可能エネルギーの活用などについては、国の地球温暖化対策計画に示されている削減可能量などを踏まえ、町の現状年度における部門別排出量や活動量などから算出しています。

町民や事業者における省エネの徹底や再エネの活用、次世代自動車の活用等については、令和 3 (2021) 年度実施の環境に関するアンケートで把握された行動に対する意向等（「導入を予定・検討している」や「導入したい」など）の回答割合が目標年度までに着実に進んだ場合として削減可能量を推計しています。

将来の電力排出係数については、現状年度からの活動量の変化等による排出量を比較把握し、分かりやすく町民や事業者に発信していくため、現状年度の排出係数を用いています。なお、電力排出係数が大幅に改善された場合は、見直すこともあります。

(単位 : t -CO₂)

部門	CO ₂ 排出削減可能量 (t -CO ₂)	【目標年度】R12(2030)年度	
		対策後の排出量 (t -CO ₂)	CO ₂ 排出量の 基準年度比
産業部門	972	5,985	15.8%
業務その他部門	15,645	40,077	▲51.9%
家庭部門	8,939	7,872	▲62.6%
運輸部門	5,359	17,652	▲29.6%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	816	4,804	▲30.6%
合計	31,732	76,390	▲46.0%

表4 部門別排出削減可能量と対策後の2030年度のCO₂排出量の推計結果

現状年度平成30(2018)年度からのCO₂排出削減可能量は、総量で31,732t-CO₂見込まれます。この部門別削減可能量を現状年度の排出量から除して、令和12(2030)年度のCO₂排出量の総量と部門別排出量を推計しています。現状すう勢の排出量の総量からは29,600t-CO₂となっており、約3万t-CO₂の削減を図っていく必要があります。

対策後の部門別の排出量及び削減可能量は、国の「地球温暖化対策計画」及び「神奈川県地球温暖化対策計画」の削減目標を目指して、町の現状年度の排出量や排出状況を踏まえ、各部門での取組を積極的に進めていく上での目安として定めています。

この目標を実現していくためには、町の施策だけではなく、町民・事業者及び町を訪れた人々の積極的な省エネ・脱炭素行動の実践、再生可能エネルギーの積極的な活用、住宅や建物のゼロエネルギー化など、生活や事業活動のイノベーションを図っていくことが求められます。

また、本町の環境資源である温泉熱や水力などを含めた再生可能エネルギー資源の有効活用、移動の脱炭素化など、協働による地球温暖化緩和策の推進と脱炭素型観光サービスの提供・普及促進などに努めていく必要があります。

本町では、平成21(2009)年度より、普遍的な価値を持つ持続可能な観光地として、世界から目標とされる観光地の実現を目指した「環境先進観光地一箱根」を掲げ、EVタウンプロジェクトやパーク&サイクルなど移動手段のエコ化、環境保全型観光地づくりなどの取組を展開してきました。

今後も、脱炭素社会の実現に向けて、こうした取組を継続して、重点的に進めていくことにより、さまざまな分野への波及と相乗効果の発揮を図っていくものとします。

6 用語集

あ(ア)行

アジェンダ

予定表を意味する英語の「agenda」に由来し、実施すべき計画、行動計画のこと。特に、政治・政策的な分野では国際的な取組についての行動計画の意で用いられています。

一般廃棄物

産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類を指す）以外の廃棄物のことです。

一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分かれ、さらに「ごみ」は、一般家庭の日常生活による「家庭ごみ」と事業活動による「事業系ごみ」とに分かれます。

エコツーリズム

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を観光の対象としながら、それらを体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ旅行やレクリエーションのあり方をいいます。

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

エコドライブ

自動車などを利用する際に、環境に配慮した運転を行うことです。エコドライブを行うことで、地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素(CO₂)や、大気汚染の原因である窒素酸化物(NO_x)の排出量を減らすことができます。急発進・急加速の防止などの安全運転や、自動車の燃費向上にもつながります。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)などがあります。

か(カ)行

カーボンニュートラル

二酸化炭素の排出を全体としてゼロにすることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味しています。排出量実質ゼロともいいます。

外来種

意図的又は非意図的に、海外や国内の他地域から本来の自然分布域を越えて持ち込まれた生きものを外来種といいます。外来種は在来の生物種や生態系、人の健康や農作物に様々な影響を及ぼすことが多く、影響や被害

の大きいものは外来生物法で特定外来生物に指定されています。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなど、動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた有機物の化石で、燃料として用いられるものをいいます。

合併処理浄化槽

し尿（汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理する浄化槽のことをいいます。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

環境基準

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいものとして定められた基準です。国や地方公共団体が公害対策を進めていく上の行政上の目標とされています。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壤汚染等について環境基準が定められています。

環境基本法

1993年に制定された、環境政策の枠組を示す基本的な法律で、基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や国際的協調による地球環境保全の積極的推進などが掲げられています。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本となる事項（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されています。

環境負荷

人の活動が環境に与える負担のことで、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含みます。

気候変動

大気の平均状態が様々な要因により、変動することをいいます。

気候変動の要因には、自然的要因と人為的要因があり、近年は、大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加に伴う地球温暖化が一因となった、人為的な要因による気候変動が問題となっています。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するため、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意し、1992年に採択された条約です。

さ(サ)行

再生可能エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスといった「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のこと、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO₂を排出しないクリーンなエネルギーです。

ジオパーク

ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。

次世代自動車

国の低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等と定義されています。

持続可能な開発目標（SDGs参照）

持続可能な社会

「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が1987年に「持続可能な開発」という概念を提唱して以来、将来世代の利益を損なわずに継続性のある社会をいかにつくるかという「持続可能性」についての議論がされるようになりました。

持続可能な社会を形成するには、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環利用を行い、地球生態系と共生をしていく必要があります。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出されたものはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することにより、天然資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷が出来る限り低減された社会のことです。

循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

省エネルギー

エネルギーを節約したり効率よく利用したりして、エネルギーの消費を減らすこと、又は、そうした運動を指す概念です。

食品ロス

まだ食べることができる食品が廃棄されることです。食材の生産から消費までのあらゆる場面で発生することができます。

自立分散型エネルギー

再生可能エネルギーと蓄電池を活用したエネルギー供給システムで、送電によるエネルギーロスが少なく、停電時などにも安心できる地産地消型のエネルギー活用をいいます。

水源かん養

森林の土壤が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。

また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化されます。

生活排水

炊事、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴って家庭から出される排水のことです。また、生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。

これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という三つのレベルで多様性があるとしています。

ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素または温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すことを表明した自治体のことを「ゼロカーボンシティ」といいます。

た(タ)行

脱炭素社会

地球温暖化につながる温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、森林による二酸化炭素吸収や二酸化炭素の回収との差し引きにて、実質的に温室効果ガスの排出がゼロとなる状態を脱炭素社会といいます。

なお、2020年10月に、当時の菅総理大臣の所信表明において「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが表明されています。

地域循環共生圏

地域におけるSDGsの実践形態として、各地域がその特性を活かした強みを發揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地球温暖化対策推進法

COP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律です。正式名称は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」です。

鳥獣被害

人間の生活に対して生命的、経済的に害を及ぼす有害鳥獣による被害のことです。野生の獣が、生活環境などに被害を与える、捕獲以外の防除対策を実施しても被害を効果的に防止できない場合は、計画的な捕獲・駆除が行われます。

低炭素社会

脱化石燃料化を進め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を低く抑える社会のことです。

適応策

気候変動対策は「緩和」と「適応」の2つに分類される中、「適応策」とは、既に起こりつつある、又は、起こりうる影響に対する防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを指します。

渇水対策や農作物の新種の開発、熱中症の早期警告、インフラ整備などが、例として挙げられます。

特定外来生物（種）

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって規定された生物のことを行います。

生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含まれます。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められています。

は(ハ)行

パーク＆ライド、パーク＆サイクル

利用者が、自宅から乗ってきた車を駅周辺の駐車場などに停めて、バスや電車などの公共交通機関への乗り継ぎや自転車利用を促す仕組みをいいます。

箱根トラスト（資源保全基金）

トラストの正式名称は、イギリスを発祥地とする「ナショナル・トラスト」（国民環境基金）と呼ばれるもので、「身近な環境は自分たちの手で保護しよう」を基本理念に、自分たちで資金を集め、又は、広く一般の人々から寄せられた資金で良好な自然環境を有する土地の取得・管理を行い、その環境を守っていくこうとする運動です。

本町では、広く住民・観光客・企業に対して理解と協力を求め、優れた自然景観や貴重な歴史的・文化的な遺産の保全を図っていくことを目的として「箱根トラスト（資源保全基金）」を平成元年度に設置しています。

パリ協定

2015年12月のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で、世界約200か国が合意した、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みです。

世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2°Cより充分低く抑え、1.5°Cに抑える努力を追求することを目的としています。

また、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを目指しているほか、気候変動による影響への適応策の強化や、必要な資金・技術などの支援強化の仕組みを持つ包括的な国際協定です。

フードドライブ

主として家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体や、フードバンク等への寄付活動をいいます。

フードバンク

容器包装の傷みなどで、品質に問題がないにも関わらず、市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け貯蔵しておき、必要としている施設や団体、生活困窮者などに無償で提供する活動をいいます。

プラットフォーム

英語の「platform」が語源で、台、壇、舞台、乗降場など、一段高くなった平らな所を意味します。

本計画で用いられている「プラットフォーム」は、ビジネス用語としての、物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場のことを指しています。

ま(マ)行

マイクロプラスチック

直径5mm以下のプラスチック粒子のことです。難分解性のプラスチック類が紫外線や波力等の物理的作用を受けて細分化したものと、洗顔料や研磨剤に含まれるマイクロビーズや洗濯した衣類から発生する繊維状のマイクロファイバー等があります。

海の中で食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

水循環

雨水は、土壤に浸透するか地表面を流れます。土壤に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。

とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

モニタリング

大気や水気などの環境要素に影響を及ぼしていないかどうか、定期的な調査により監視することです。

や(ヤ)行

ユニバーサル

一般的であるさま、すべてに共通であるさま。ここでは障害の有無や年齢などに関係なく、すべての人が安心して楽しめるような社会や活動をいいます。

ら(ラ)行

ライフスタイル

生活様式、生活の営み方、人生観や価値観・習慣などを含めた個人の生き方などをいいます。

リスク（環境リスク）

リスクとは、一般的には、ある行動や選択を行った場合に発生する可能性のある危険を意味する概念です。

環境リスクは、主に化学物質について使われ、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいいます。

わ(ワ)行

ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチックのことで、一度だけ使用された後に廃棄されることが想定されるプラスチック製のものをいいます。

A-Z等

COOL CHOICE（クールチョイス）

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への貢換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組（国民運動）をいいます。

ESG投資（イーエスジィ投資）

従来の財務情報だけでなく、Environment（環境）・Social（社会）・Governance（ガバナンス）要素も考慮した投資のことを指します。「Environment」は環境への配慮や地球環境の問題に対する取組、「Social」は社会的な課題の解決に向けた取組、「Governance」は顧客・株主・従業員といったステークホルダーに対するCSR（企業の社会的責任）のあり方を指し、企業が持続的に成長できるか否かを判断する指標となっています。

EV（イーブイ）

「Electric Vehicle」の略で、日本語では、電気自動車といいます。走行中にCO₂や排気ガスを出さないため、地球温暖化防止をはじめ、大気汚染、騒音等の防止などに役立ちます。

MaaS（マース）

「Mobility as a Service」の略で、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応すべく、スマートフォンのアプリケーションを活用し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて提供するサービスのことをいいます。

移動の利便性と効率化を高め、交通渋滞、環境問題、交通弱者対策などの問題解決を図ることが期待されています。

SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

3010運動（さんまるいちまる運動）

宴会時において多く発生する食品ロスをなくす運動で、宴会の開始（乾杯）後30分は出来立ての料理を味わい、閉会（お開き）の前の10分は、もう一度料理を楽しみ「食べ切り」を呼びかける運動をいいます。

4R（フォーアール）

資源循環を推進するためのキーワードであり、「Refuse（発生回避：ごみとなるものの受け取りを断る）」、「Reduce（発生抑制：ごみとなるものを減らす）」、「Reuse（再利用：繰り返し使う）」、「Recycle（再資源化：資源として利用する）」の頭文字をとって「4R（フォーアール」又は「ヨンアール」）」と呼んでいます。

箱根町第3次環境基本計画

自然の恵みを未来へつなぐ 環境にやさしい
緑と水と湯のまち 箱根

令和4（2022）年3月

発行 箱根町

編集 環境整備部環境課

住所 〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

電話 0460-85-9565

メールアドレス kankyou@town.hakone.kanagawa.jp



自然の恵みを未来へつなぐ
環境にやさしい緑と水と湯のまち 箱根

